

令和7年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

本訴 令和元年(ワ)第509号 損害賠償等請求事件

反訴 令和2年(ワ)第976号 退職金請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和7年3月27日

判 決

埼玉県川越市大字福田479番地1

本訴原告(反訴被告) 株式会社タイショー
(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役 岡 本 大 祐

同訴訟代理人弁護士 榊 原 輝

同 阿 部 俊 和

同 植 垣 勝 裕

同 川 本 善 治

埼玉県川越市山田2020-2 エレガントアルバ303号室

本 訴 被 告 橋 本 一 男
(以下「被告一男」という。)

同 所

本訴被告(反訴原告) 橋 本 礼 子
(以下「被告礼子」という。)

東京都中央区勝どき4-6-1 パークタワー勝どき5703

本 訴 被 告 鈴 木 俊 幸
(以下「被告鈴木」という。)

埼玉県川口市東川口4丁目25番12号 ブルーオーシャンテラス3A

本 訴 被 告 税理士法人アレックスパートナーズ
同代表者社員 鈴 木 俊 幸
(以下「被告税理士法人」という。)

東京都北区東十条3丁目16番2-201号

本 訴 被 告 坂 口 薫

(以下「被告坂口」という。)

埼玉県川口市戸塚2丁目1番1-1508号

5 本 訴 被 告 中 村 龍 平

(以下「被告中村」という。)

上記6名訴訟代理人弁護士 池 田 理 明

同訴訟復代理人弁護士 川 名 正 展

主 文

- 10 1 被告一男は、原告に対し、236万5756円及びこれに対する平成29年10月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告一男及び被告鈴木は、原告に対し、連帯して、12万9600円及びこれに対する平成29年10月25日から支払済みまで年5
- 15 パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被告一男及び被告礼子は、原告に対し、連帯して、125万7649円を、第4項の金員の限度で被告鈴木と連帯して支払え。
- 4 被告鈴木は、原告に対し、被告一男及び被告礼子と連帯して、77万6399円を支払え。
- 20 5 被告一男及び被告礼子は、原告に対し、連帯して、138万8930円及びうち59万4000円に対する平成27年8月31日から、うち79万4930円に対する平成30年8月26日から各支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 25 6 原告は、被告礼子に対し、237万6750円及びこれに対する平成31年3月1日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

7 原告の被告一男、被告礼子及び被告鈴木に対するその余の本訴請求並びに被告税理士法人、被告坂口及び被告中村に対する本訴請求をいづれも棄却する。

8 被告礼子のその余の反訴請求を棄却する。

9 訴訟費用は、本訴について生じた費用は、これを100分し、その5を被告一男の負担とし、その3を被告礼子の負担とし、その1を被告鈴木 of 負担とし、その余を原告の負担とし、反訴について生じた費用は、これを50分し、その34を原告の負担とし、その余を被告礼子の負担とする。

10 この判決は、第1項から第6項までに限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴請求

15 (1) 被告一男、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人は、原告に対し、連帯して、5619万7849円及びうち別紙1「請求額」欄記載の各金額に対する同別紙「起算日」欄記載の各年月日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を、(2)の金員の限度で被告坂口と連帯して支払え。

20 (2) 被告坂口は、原告に対し、被告一男、被告礼子、被告鈴木及び被告税理士法人と連帯して、363万9456円及びこれに対する平成29年10月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

25 (3) (1)の支払につき被告税理士法人の財産に対する強制執行が功を奏しないときは、被告中村は、原告に対し、被告一男、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人と連帯して、(1)の金員を、(2)の金員の限度で被告坂口と連帯して支払え。

2 反訴請求

原告は、被告礼子に対し、349万3999円及びこれに対する平成31年3月1日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 (1) 本訴請求

原告が、原告の代表取締役を務めていた被告一男、原告の従業員であり経
理業務を担当していた被告礼子、被告税理士法人の社員であり、原告の監査
役を務めていた被告鈴木、原告から顧問税理士としての業務を委託されてい
た被告税理士法人、被告税理士法人の従業員である被告坂口、被告税理士法
人の社員である被告中村に対し、原告の資金が被告ら（ただし、被告中村を
除く。）の全員又はその一部の者の関与の下に複数回にわたって不正に支出
されたと主張し、被告一男に対しては取締役としての任務懈怠責任又は共同
不法行為責任に基づき、被告礼子に対しては雇用契約上の債務不履行責任又
は共同不法行為責任に基づき、被告鈴木に対しては監査役としての任務懈怠
責任又は共同不法行為責任に基づき、被告税理士法人に対しては税理士法4
8条の21第1項、会社法600条に基づく第三者責任又は使用者責任に基
づき、被告坂口に対しては共同不法行為責任に基づき、損害賠償金5619
万7849円及びこれに対する各損害発生以後の日から支払済みまで民法
（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5パー
セントの割合による遅延損害金の連帯支払（ただし、被告坂口については、
363万9456円及びこれに対する最後の不法行為後の日である平成29
年10月27日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅
延損害金の限度の連帯支払）を求め、被告中村に対し、税理士法48条の2
1、会社法580条1項に基づき、被告税理士法人に対する強制執行が功を
奏しなかった場合に上記金員の連帯支払を求める事案である。

(2) 反訴請求

原告の従業員であった被告礼子が、原告に対し、雇用契約に基づき、退職

金及び特別功労金合計349万3999円及びこれに対する支払期限後である。平成31年3月1日から支払済みまで商事法定利率（平成29年法律第45号による廃止前のもの。以下同じ。）年6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

5 2 前提事実（当事者間に争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、枝番号のある証拠について、枝番号を記載しない場合は全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者等

10 ア 原告は、半導体製造装置製造、低温・超低温機器製造、低温・超低温機器に関する機材の加工及び販売等を目的として、平成20年12月10日に設立された非公開会社である。原告は、設立以来、取締役会及び監査役設置会社であったが、平成31年1月25日に両機関が廃止された。（甲1）

15 イ 被告一男は、原告の設立時から平成30年9月13日の臨時株主総会において解任されるまで、原告の代表取締役の地位にあった者である（甲1）。

ウ 被告礼子は、被告一男の妻であり、原告設立当初から平成31年1月29日に懲戒解雇されるまで、原告の入出金処理、会計帳簿類の作成、受発注処理等の経理業務や人事に関する業務を行っていた者である。

20 エ 被告税理士法人は、被告鈴木及び被告中村によって平成25年4月5日に設立された税理士法人であり、原告から顧問税理士としての業務を委任されていた（甲12）。

25 オ 被告鈴木は、被告税理士法人の業務執行権及び代表権を有する社員であり、税理士及び社会保険労務士の資格を有し、原告の設立から平成31年1月25日に辞任するまでの間、原告の監査役の地位にあった者である（甲1、12）。

カ 被告中村は、被告税理士法人の業務執行権及び代表権を有する社員であ

る（甲12）。

キ 被告坂口は、被告税理士法人の従業員であり、原告からの税務に関する相談に応じるほか、平成26年当時、原告代表者であった被告一男に対し、生命保険商品の加入に関する助言等も行っていった（甲13。以下、本訴被告らをまとめて単に「被告ら」という。）。

ク 篠原定男（以下「定男」という。）は、原告の設立以来、取締役を務める者である（甲1）。

ケ 篠原早苗（以下「早苗」という。）は、平成30年8月8日、原告の取締役に就任した者であり、定男の妻である（甲1）。

コ 松崎孝史（以下「松崎」という。）は、原告の設立から令和3年6月30日に辞任するまで、取締役を務め、平成30年9月13日から令和3年6月30日まで、代表取締役であった者である（甲1）。

サ 岡本大祐（以下「岡本」という。）は、平成30年8月8日、原告の取締役に就任し、令和3年6月30日以降、代表取締役を務める者である（甲1）。

(2) 原告の株主構成等

原告の設立以来、発行済株式総数は900株であり、定男が495株、早苗が270株を保有しているほか、被告一男、松崎及び岡本が、それぞれ45株ずつ保有している（甲1、2）。

(3) 本訴提起に至る経緯等

ア 定男は、原告を設立する以前より、昭和28年に設立された株式会社大勝（以下「大勝」という。）の代表取締役を務め、早苗は、大勝の取締役に務めていた。大勝は、遠心分離機部品の製造・加工等を目的とする株式会社である。（甲4、125）

イ 被告一男及び被告礼子は、平成18年頃に大勝に入社した。大勝は、被告一男の入社を機に新たに受注するようになった機械の組立ての業務遂行

のため、埼玉県川越市内に工場（以下「川越工場」という。）を賃借し、
被告一男は、川越工場の工場長を務めた。（甲125）

ウ 平成20年12月、定男と早苗が主な出資者となって、原告を設立し、
川越工場の業務を独立させ、被告一男が原告の代表取締役就任し、大勝
の經理に関する業務を委託していた被告鈴木に対して原告の顧問税理士と
しての業務を依頼し、また、同人を原告の監査役に選任した（甲125）。

エ 定男と早苗は、原告の第10期事業年度（平成29年7月1日から平成
30年6月30日）の期末に近づいた頃から、被告一男の経営に不信感を
抱くようになり、原告の従業員等に対して、後記(5)の聞取調査等を行った。
（甲125、127）

オ 被告一男は、平成30年9月13日の臨時株主総会において、取締役を
解任され、被告礼子は、平成31年1月29日に懲戒解雇となった。

カ 原告は、令和元年7月17日、本訴を提起した。

(4) 本件で問題となる支払について

ア 原告は、平成23年7月1日、エービーシー工業株式会社（以下「エー
ビーシー社」という。）から、クールデオマスター冷却装置標準機3台と
その付属品である冷風機1台（以下、まとめて「本件冷却装置」という。）
を購入し、同月31日、エービーシー社に124万9500円を支払った
（甲14。以下「支払①」という。）。

イ 原告は、平成26年11月1日、AIG富士生命保険株式会社（以下「本
件保険会社」という。）との間で、契約者を原告、被保険者を被告一男と
する養老保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し、平成29
年10月27日までに、本件保険会社に対し、合計727万8912円（月
額20万2192円×36回）の保険料を支払い、その2分の1に相当す
る363万9456円について、原告の資金を支出した（甲15。以下、
まとめて「支払②」という。）。保険料の残り半分は、被告一男が負担し

た（争いがない。）。

ウ 被告一男は、平成23年7月から平成29年1月までの間に、計28回、ベトナムへ渡航し、原告は、渡航費用合計941万8895円を支払った（甲16。以下、まとめて「支払③」という。）。

エ 被告一男は、平成27年4月から平成30年6月までの間に、計25回、台湾へ渡航し、原告は、渡航費用合計493万7747円を支払った（甲17。以下、まとめて「支払④」という。）。

オ 平成28年6月28日、大韓民国の企業である株式会社TWIM（以下「TWIM社」という。）から、自動化機器設計図面の代金として、原告名義の預金口座に246万円が送金され、原告は、同月29日、そのうち振込手数料756円を控除した245万9244円を被告一男名義の預金口座に送金した（以下「支払⑤」という。）。なお、TWIM社からの上記送金及び支払⑤は、原告の総勘定元帳に記載がない。（甲18）

カ 原告は、アレックス協同組合（以下「本件協同組合」という。）を介して三起工業株式会社（以下「三起工業」という。）から、横シーム溶接機STK-25H（以下「本件溶接機」という。）1台及び縦シーム溶接機STKZ-25（以下「縦シーム溶接機」という。）1台を併せて購入することとし、平成29年9月27日及び同年10月25日の2回に分けて、本件協同組合に対し、上記2台分の内金として、合計660万9600円を支払った（甲19、40。以下「支払⑥」という。）。

キ 被告一男は、原告の代表取締役として、平成24年8月から平成28年8月にかけて、以下の(ア)から(ウ)のとおり、被告礼子の基本給を昇給させ、原告は、少なくとも平成30年1月まで、被告礼子に対し、昇給された基本給に基づく給与を支払った（甲20、93。以下、まとめて「支払⑦」という。）。

(ア) 平成24年8月より月額10万円の昇給

(イ) 平成27年8月より月額15万円の昇給

(ウ) 平成28年8月より月額14万円の昇給

ク 原告は、平成23年12月から平成30年9月まで(82か月)の間、
被告礼子に対し、住宅手当として月額2万円を支払った(以下、まとめて
5 「支払⑧」という。)

ケ 原告は、iPS細胞等の運搬用の極低温保冷容器の開発(以下、開発の
ための事業を「本件新規事業」という。)のため、平成27年度埼玉県新
技術・製品化開発費補助金(以下「本件補助金」という。)の申請をし、
埼玉県知事から、平成27年7月10日付けで交付金額を1852万91
10 98円、交付方法を清算払とする交付決定を得て、本件新規事業のために
原告資金を支出した(以下、本件新規事業のためになされた支払をまとめ
て「支払⑨」という。)。原告は、平成28年3月31日付けで、埼玉県
知事から、本件補助金の交付額を1723万122.8円とする通知を受け
た。(甲23、24)

コ(7) 原告は、平成26年11月21日、原告名義の預金口座から被告一男
15 名義の預金口座に3000万円を振り込んだ(以下「支払⑩-1」とい
う。)。その後、被告一男は、以下の7回に分けて、合計3000万円
を原告名義の預金口座に返金した。なお、支払⑩-1及び被告一男から
の返金については、原告の総勘定元帳に記載されていない。(甲28、
20 144、145)

a 平成27年6月23日 300万円

b 同日 300万円

c 同月24日 260万円

d 同月25日 500万円

25 e 同日 550万円

f 同月26日 590万円

g

同日 500万円

(イ) 原告は、原告名義の預金口座から被告一男名義の預金口座に対し、平成27年7月3日に700万円、平成28年3月15日に150万円をそれぞれ振り込んだ（以下、まとめて「支払⑩-2」といい、支払⑩-1と支払⑩-2を併せて「支払⑩」ということがある。）。その後、被告一男は、被告礼子名義で、以下の2回に分けて、合計850万円を原告名義の預金口座に返金した。なお、支払⑩-2及び被告一男からの返金については、原告の総勘定元帳に記載されていない。（甲31、146、147）

a 平成28年6月25日 400万円

b 同月27日 450万円

サ 原告は、平成28年6月頃、台湾企業である有本路泰頌（以下「本件台湾会社」という。）から卓上ロボット5台（以下、まとめて「本件卓上ロボット」という。）を購入し、同月23日までに、本件台湾会社に対し、209万9601円を支払った（乙18、19。以下「支払⑪」という。）。

シ 原告は、平成27年8月31日、エービーシー社が作成した架空の請求書に基づき、同社に対し、59万4000円を支払った（甲72。以下「支払⑫」という。）。

ス 被告礼子は、平成25年3月8日から平成30年8月26日の間に、りそなカード株式会社発行の原告名義のクレジットカード（以下「本件りそなカード」という。）で、高速道路のETC料金合計46万3630円を、トヨタファイナンス株式会社発行の原告名義のクレジットカード（以下「本件TSカード」という。）で、ガソリン代金69万4459円をそれぞれ決済して支払った（甲36、37。以下、本件りそなカード及び本件TSカードで決済されたETC料金及びガソリン代金をまとめて「本件交通費」といい、本件交通費の支払を「支払⑬」という。）。



セ 原告は、平成27年12月から平成29年9月までの間、沖縄県うるま市所在の事務室1室（以下「本件物件」という。）を賃借し（以下「本件賃貸借」という。）、賃借料として、合計273万6208円を支払った（甲38。以下、まとめて「支払⑭」という。）。

5 (5) 原告が本訴提起のために実施した調査の内容等

ア 定男及び早苗は、原告の第10期事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日）末頃から、数名の従業員や関係者等に対して聞き取りを行い、エービーシー社と原告の取引、被告一男が台湾やベトナムに繰り返し渡航していること等を知った（甲127、証人早苗）。

10 イ 早苗は、平成30年12月3日頃、被告礼子に対し、書面の状態で保管されている原告の総勘定元帳を全て郵送するように依頼し、さらに、データの状態で保管されている原告の総勘定元帳も送付するように依頼し、それぞれ送付を受けた。当該書面とデータを比較すると、摘要欄の記載に一致しない箇所があるものが複数発見された。（甲138、証人早苗）

15 ウ 早苗は、平成31年1月15日頃、専門業者に対し、被告礼子が業務上使用していたパソコン内のデータの復旧作業を依頼し、被告礼子が削除したデータを復旧した（甲107、証人早苗）。

(6) 原告において実施されていた会議、取締役会等について

20 ア 平成25年6月4日以降、原則、週1回の頻度で、生産会議が実施されていた（平成27年9月7日に営業会議と名称を変更。以下、名称変更の前後を問わず「生産会議」という。）。生産会議には、主に松崎、従業員の森谷全克（平成30年8月8日に取締役に就任。以下「森谷」という。）、岡本、被告一男が出席していたが、定男及び早苗は参加していなかった。（甲1、96、98、乙42）

25 イ 平成25年頃から、取締役全員の出席の下、3か月に1度の頻度で定期報告会が実施され、主に、定男の要請により、被告一男が原告の事業報告

を行っていた。

ウ 毎年8月末頃から9月頃、定時株主総会と同日に、取締役及び監査役が参加して取締役会が実施されていた。また、被告一男は、定時株主総会において、当該事業年度の計算書類の承認等の際、併せて次期の事業計画等を説明していた。(甲99から102、乙9、30、被告一男、被告鈴木)

3 争点

(1) 本訴請求の争点

ア 以下の各被告の損害賠償責任又は不当利得の有無

(ア) 被告一男

支払①ないし⑭に関する取締役としての任務懈怠による損害賠償責任及び共同不法行為責任の有無、支払⑤、⑩及び⑪に関する不当利得の有無

(イ) 被告礼子

支払①ないし⑭に関する雇用契約上の債務不履行責任及び共同不法行為責任の有無

(ロ) 被告鈴木

支払①ないし⑭に関する監査役としての任務懈怠責任及び共同不法行為責任の有無

(エ) 被告坂口

支払②に関する共同不法行為責任の有無

(オ) 被告税理士法人

支払①ないし⑭に関する税理士法48条の21第1項及び会社法600条に基づく第三者責任の有無、支払②に関する被告坂口の使用人としての使用者責任の有無

イ 支払⑩に関する共同不法行為に基づく損害賠償請求に対する消滅時効の抗弁の成否

ウ 支払⑬に関する共同不法行為に基づく損害賠償請求に対する過失相殺の可否

エ 支払⑬に関する共同不法行為に基づく損害賠償請求に対する消滅時効の抗弁の成否

5 オ 支払⑬に関する共同不法行為に基づく損害賠償請求に対する被告礼子の反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁の成否

(2) 反訴請求の争点

被告礼子の退職金請求権及び特別功労金請求権の有無並びにその額

4 争点に関する当事者の主張

10 (1) 争点(1)アないしオに関する当事者の主張

別紙2記載のとおり。

(2) 争点(2) (被告礼子の退職金請求権及び特別功労金請求権の有無並びにその額) について

(被告礼子の主張)

15 ア 退職金

原告の退職金規程によれば、大勝への勤務年数が通算されるので、被告礼子の勤続年数は12年5か月であり、被告礼子は会社都合により退職したものであるから、退職金支給率は7.208333である。また、被告礼子の退職金計算の基礎となる退職時の基本給は、41万円である。

20 以上より、被告礼子の退職金は、295万5416円となる。

計算式 $41\text{万円} \times 7.208333 \approx 295\text{万}5416\text{円}$

イ 特別功労金

原告は、特に功労のあった退職者に対して、退職金に特別に加給するとしているところ、従前より、退職時点で未払の残業代を特別功労金として支給することにしてきた。よって、被告礼子の特別功労金は、53万8583円となる。

25

ウ 不支給条項について

被告礼子に懲戒解雇事由は存在しない。仮に、原告が懲戒解雇事由として挙げた事実が存在するとしても、懲戒解雇に値するとはいえず、退職金の不支給条項は適用されない。

(原告の主張)

被告礼子は、平成31年1月29日、以下のアないしエの事実が就業規則第62条の7号、11号、13号、14号、16号の懲戒事由に当たることを理由に、懲戒解雇されているから、原告の退職金規程に基づき、退職金は支給されない。また、原告の裁量によって支給される特別功労金の支給対象ともならない。

ア 原告の総勘定元帳のデータの摘要欄等を改ざんしたこと

イ 被告一男のベトナム渡航が株式会社3Qジャパン(以下「3Qジャパン」という。)への訪問目的であることの隠蔽

ウ 支払⑤、支払⑥、支払⑨、支払⑫の実行等の関与

エ 支払⑬に係る原告資金の私的な利用等

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)アないしオについて

以下、支払ごとに検討する。

(1) 支払①に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) エービーシー社は、昭和63年に設立された業務用の冷却装置等の製造販売を事業目的とする会社である。被告鈴木は、平成23年、同社の全株式を取得し、平成30年2月21日時点で、同社の発行済株式の51.3パーセントを保有し、その余は被告一男及び被告礼子が保有して

いた。

被告一男は、平成29年12月13日にエービーシー社の取締役就任し、平成30年6月1日に代表取締役に就任した。

同社は、被告一男が原告の取締役を解任された後の同年10月31日、株主総会決議により解散した。

(甲6、11)

(イ) 原告は、平成23年5月11日頃、MBS株式会社(以下「MBS社」という。)から棺桶用の二元圧縮冷却装置5機の発注を受け、冷却機械の中でも圧縮冷凍機の製造販売を専門に取り扱うエービーシー社の技術が生かされた冷却装置を購入し、これを加工してMBS社に売却することとした。原告は、同年7月頃にはMBS社に冷却装置5機を納品した。

(乙5、42、被告一男)

(ロ) 被告一男は、上記(イ)で発注を受けた冷却装置の製作時、当時のMBS社の担当者である木村毅(以下「木村」という。)から棺桶用の冷却装置の営業先資料等(乙1)を見せられ、追加発注の可能性が高いと伝えられ、また、当時、東日本大震災の影響で、エービーシー社の対応の遅れが懸念されたことから、原告がMBS社から正式な発注を受ける前に同種の冷却装置を追加で3機仕入れることにした。被告一男は、平成23年7月1日、原告の代表取締役として、エービーシー社との間で、原告がエービーシー社から本件冷却装置を代金124万9500円で購入する旨の売買契約を締結し、同年8月31日、エービーシー社に対して上記代金を支払った(支払①)。(前提事実(4)ア、甲48の2、乙42、被告一男、弁論の全趣旨)

(ハ) 原告は、MBS社が平成23年7月中に事業を停止したため、同社の親会社である株式会社ホクリツ加工に対し、上記(イ)の先に納品した冷却装置5機分の代金の支払を請求し、支払条件の変更の覚書等を作成し

て同社から代金を回収した(乙2、25)。

一方、上記(ウ)の原告がエービーシー社から購入した本件冷却装置については、MBS社が事業停止となったことから、追加発注を受けることができなかった。原告は、本件冷却装置の売却先を探すため、MBS社の担当者であった木村を、平成23年10月23日から同年11月24日までの短期間雇用したが、売却先が見つからなかったため、本件冷却装置は在庫として残った。(甲54、乙42、被告一男)

イ 被告一男の責任について

(ア) 取締役の経営判断の適否については、判断の過程・内容が取締役として著しく不合理なものであった場合、すなわち、当該判断をするために当時の状況に照らして合理的な情報収集・分析、検討がなされなかった場合か、又はこれらを前提とする判断の推論過程及び内容が明らかに不合理なものであった場合に、取締役の経営判断として許容される裁量の範囲を逸脱したものとして、取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するものと解するのが相当である。

認定事実(イ)ないし(エ)の経緯によれば、本件冷却装置の購入は、被告一男が、原告がMBS社から棺桶用の二元圧縮冷却装置の追加発注を受ける前に、同社から追加発注を受けられるとの見込みの下に、原告から同社に転売する目的で、先行的にエービーシー社に追加発注して仕入れたものと認められる。そして、認定事実(ウ)の木村から被告一男に対する情報提供等の上記認定の経緯に照らせば、上記の被告一男の判断の過程や内容が、取締役として著しく不合理なものであったとはいえず、取締役が経営判断に関して有する裁量の範囲を逸脱したものとはいえないから、被告一男に取締役の善管注意義務違反等があったということはない。

(イ) 原告は、本件冷却装置の購入は、経営難にあったエービーシー社を支

援するためのものであったと主張するが、平成23年7月及び同年8月のエービーシー社の損益計算書並びに同年7月31日時点及び同年8月31日時点の貸借対照表(乙4)の内容に照らし、同社の経営状況に問題があったとは認められず、他に、被告一男が同社を支援する目的で本件冷却装置を原告に購入させたことを認めるに足りる証拠はない。

原告は、被告一男に善管注意義務違反があるとする根拠として、被告一男は、MBS社が事業停止に陥りそうであることを知りながら本件冷却装置を購入したとも主張する。しかしながら、本件冷却装置が原告に納品されたのは同年7月1日であるから、原告のエービーシー社に対する発注は、遅くとも納品日の前日である同年6月30日までに行われたことが推認される。MBS社が事業停止に陥ったのは同年7月である。このような当時の状況に照らせば、被告一男において、取締役として、本件冷却装置の発注前にMBS社が事業停止に陥る可能性を調査すべきであったとまではいい難く、原告の主張は採用できない。

(ウ) したがって、被告一男が支払①について原告に対して取締役としての任務懈怠又は共同不法行為による損害賠償責任を負うとする原告の主張は採用することができず、同主張を前提とする原告の請求は理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

被告一男の善管注意義務違反が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。なお、原告は、被告鈴木がエービーシー社の実質的所有者として本件冷却装置の購入を主導した等と主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はない。

(2) 支払②に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が

認められる。

(7) 被告一男は、原告の代表取締役として、平成26年11月1日、被告坂口から紹介を受けた保険サービスシステム株式会社を通して、本件保険会社との間で、保険契約者を原告、被保険者を被告一男、満期日を平成29年10月31日、被保険者が満期前に死亡した場合の死亡保険金670万円の受取人を原告、被保険者が満期まで生存した場合の満期保険金670万円の受取人を被告一男とする本件保険契約を締結した。

本件保険契約締結当時、被告一男は62歳であった。また、本件保険契約の締結について、契約締結の前後を問わず、原告の取締役会による承認決議はされていない。

(甲87の1、乙6)

(イ) 原告は、本件保険契約に基づき、平成29年10月27日までに、本件保険契約の保険料の半分である合計363万9456円を本件保険会社に支払った(支払②)。原告は、支払②により、法人税を127万3700円節税することができた。また、残りの保険料は、被告一男が負担した。(前提事実(4)イ、弁論の全趣旨)

(ウ) 平成29年11月10日、被告一男は、本件保険契約に基づき満期保険金670万円の支払を受けた(甲87の3)。

イ 原告の損害の発生の有無・損害額について

本件保険契約の締結により、原告は、法人税127万3700円を節税できたものの、保険料363万9456円を負担しており(認定事実(イ))、差し引き236万5756円の損失を生じたと認められる。他方、被告一男は、保険料363万9456円を負担したものの、満期保険金670万円を受け取っており(同(イ)、(ウ))、差し引き300万円超の利益を得たものと認められる。これらの事情に照らし、本件保険契約は、被告一男の利益を図るために締結されたものであり、原告には236万5756円の

損害が生じたと認めるのが相当である。

これに対し、被告らは、本件保険契約の締結は原告の法人税の節税を目的とするものであると主張するが、上記のとおり、原告は、節税額の約3倍の金額の保険料を負担していることに照らすと、被告らの主張は採用することができない。また、被告らは、原告は本件保険契約の締結によって代表者（被告一男）の死亡によるリスクの保障という利益を享受していたとも主張するが、そのような利益が認められるとしても、原告が当該利益を享受していた期間が約3年間にすぎないことや被告一男の年齢（同(ア)）に加え、本件保険契約締結当時、被告一男が何らかの病気や障害等によって同年代の人間よりも高い死亡リスクを抱えていたなどの事情はうかがわれな
5
10
15
い。こと、本件保険契約の満期日以降も、被告一男が引き続き代表取締役を務めているにもかかわらず、原告は同種の保険契約を締結していないことに照らすと、満期まで被告一男が生存した場合の満期保険金の受取人を被告一男とする必要性や、そもそも、原告が本件保険契約を締結する必要性があったとはいえない。上記の被告らの主張は採用することができない。

ウ 被告一男の責任について

上記イのとおり、本件保険契約の締結は、原告の負担の下、被告一男の利益を図るためにされたものであり、被告一男と原告の利益が相反する取引に当たるということができ、本件保険契約の締結によって原告に損害が生じているから、被告一男は取締役の任務を怠ったものと推定される（会社法423条3項1号、356条1項3号）。そして、本件記録を精査しても、この推定を覆す事情は認められないから、被告一男は、本件保険契約の締結によって原告に生じた損害について、取締役としての任務懈怠責任及び不法行為責任を負うと認めるのが相当である。なお、被告らは、支払②の記載を含む原告の計算書類が株主総会で承認されていること、支払

②が生産会議等の原告の会議で共有されていること等を挙げて、本件保険契約の締結について実質的な取締役会の承認がある等と主張するが、そもそも、会社法423条3項は、同法356条1項2号又は3号の取引によって、株式会社に損害が生じたときは、当該取引についての取締役会の承認の有無にかかわらず、当該取引をした取締役等の任務懈怠を推定するものであるから、本件保険契約の締結について実質的な取締役会の承認があったことのみでは、上記推定を覆すに足りず、上記の被告らの主張は、抗弁としてそれ自体失当なものといわざるを得ない。加えて、被告らが挙げる上記事情のみでは、本件保険契約の締結について実質的な取締役会の承認がされたと認めるには足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はないから、その意味においても、上記の被告らの主張は、失当であり、支払②に関して被告一男に任務懈怠責任及び不法行為責任があるとした上記判断を左右するものではない。

したがって、被告一男は、支払②について取締役としての任務懈怠責任及び不法行為責任を負う。

エ 被告礼子の責任について

原告は、被告礼子が被告一男と共謀の上、原告に損害を与えるものであることを知りながら、支払②を実行したと主張する。しかしながら、被告礼子が本件保険契約の締結に関与したとの事実や、被告礼子が本件保険契約の締結についての被告一男の任務懈怠を認識していたとの事実を認めるに足りる証拠はないし、他に、原告の経理事務の担当者にすぎない被告礼子が同事務の一環として契約上の根拠がある支払②を実行したことについて、同被告の雇用契約上の債務不履行又は不法行為の成立を根拠づける事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、被告礼子が支払②について原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張は、採用することができない。

オ 被告鈴木(ア)の責任について

被告鈴木は、原告の監査役として、原告の取締役の職務の執行を監査する任務を負っており（会社法381条1項）、取締役及び使用人に対する事業の報告の請求や、会社の業務及び財産の状況の調査（同条2項）その他の監査活動を通じて、取締役に不正の行為や法令違反の事実等があると認めるに至ったときは、その旨を遅滞なく取締役に報告する義務（会社法382条）等を負っていたというべきであるが、本件保険契約は、被告鈴木が代表者を務める被告税理士法人の従業員である被告坂口の紹介によって締結されたものではあるものの（認定事実(ア)）、被告鈴木が、本件保険契約の締結について、その前後を通じて、利益相反取引に当たり、原告に損害を生じさせるものであり、被告一男の任務懈怠となることを知り得たとの事実を認めるに足りる証拠はなく、他に、支払②について、被告鈴木に監査役としての善管注意義務違反があることを根拠付ける事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、被告鈴木が支払②について原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張は、採用することができない。

カ 被告坂口の責任について

被告坂口は、被告税理士法人の従業員として、被告一男に対し、保険サービスシステム株式会社を紹介したことが認められる（認定事実(ア)）。しかしながら、被告坂口には、原告の顧問税理士である被告税理士法人の従業員として（前提事実(1)エ、キ）、原告ないしその代表取締役である被告一男に対し税務上の法令違反等がないように助言すべき義務はあるといえるものの、その範囲を超えて、被告一男の取締役としての業務執行に係る分野である本件保険契約の締結の要否や合理性等についてまで、適切な助言をすべき注意義務があると解することはできない。そうすると、被告坂口が被告一男に対して本件保険契約締結の契機を与え、本件保険契約締結

に伴う法人税の節税効果について教示していたとしても、そのことをもって、被告坂口に、被告税理士法人の従業員としての原告に対する義務違反があったとはいえず、被告坂口が支払②について原告に対して不法行為責任を負うとする原告の主張は、採用することができない。

5 キ 被告税理士法人及び被告中村の責任について

支払②に関して、被告鈴木の善管注意義務違反が認められない以上、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は前提を欠き、理由がない。

10 ク 以上によれば、被告一男は、本件保険契約の締結及びこれに基づく支払②によって原告に生じた損害について不法行為責任を負うから、原告の支払②に係る請求は、被告一男に対し、236万5756円及びこれに対する不法行為後である平成29年10月27日（最後の支払②の実行日）から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(3) 支払③に関する争点について

15 ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

20 (7) 原告の第3期事業年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）の事業計画には、卓上ロボットの販売を重点に海外の日本企業へ商談を行うこと、平成22年9月中旬からベトナムでの販売を視野に現地を訪問すること、ロボットの現地生産及び販売の可能性を調査すること、ベトナム人の雇用の可能性を調査すること等が挙げられていた。また、第4期事業年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）の事業計画には、ベトナムの企業2社を含む海外企業との取引拡大を目指すこと、ベトナム進出の目的を情報収集、機械の展示、銀行取引手続、人材教育とすること、進出予算を概算300万円とすることが

挙げられ、予算計画には、ベトナムへの海外出張費20.0万円が計上されていた。(乙9の1・2)

(イ) 原告は、平成21年3月に森谷を部長とするシステム開発部を発足させ、それ以降、装置開発の事業に注力するようになったが、設計分野の人員が不足していたため、ベトナム人技術者の採用活動を実施し、人材派遣会社を通じて募集を行ったり、被告一男が、日本への人材紹介等を事業内容とするベトナム現地法人である3Q株式会社(以下「ベトナム3Q」という。)の事務所に赴いて、採用面接を行ったりし、平成23年1月から平成30年4月までの間に、計5名のベトナム人を雇用した(甲56ないし58、乙7の1)。

また、被告一男は、平成26年6月18日、ベトナム3Qから原告に対して派遣される技術者の日本側の受け皿として、被告鈴木、被告坂口とともに、有料職業紹介事業並びに人材の育成及び管理等を目的とする3Qジャパンを設立し、被告坂口が同社の代表取締役、被告一男が同社の取締役に就任したほか、ベトナム3Qの代表者を含む2名のベトナム人が取締役に就任した(甲7、59、乙42、被告一男、被告鈴木)。

さらに、原告が外国人技能実習生の受入れの際に負担する管理費の削減等を目的として、平成28年11月18日、被告鈴木及び被告一男が中心となって、原告ほか3社が発起人となり、外国人技能実習生を受け入れるための監理団体として、中小企業等協同組合である本件協同組合が設立された。被告一男は、本件協同組合の代表理事に就任し、平成31年4月26日に辞任するまで、代表理事を務めた。(甲8、43、被告一男、被告鈴木)

(ロ) TWIM社は、大韓民国企業のサムスン電子社のベトナム工場に、液晶ディスプレイの液晶盤を製作するための装置を納品していたところ、原告は、平成27年3月頃以降、TWIM社に対し、当該装置の部品で

ある特殊カメラを供給することになり、少なくとも平成27年8月頃から平成30年3月頃にかけて、TWIM社に対し、特殊カメラ等合計7849万8550円を売り上げた(乙8の1、27)。

(エ) 被告一男は、平成23年7月から平成29年1月までの間に、28回ベトナムへ渡航し、原告は、その渡航費用として、合計941万8895円を負担した(支払③)。これらのベトナムへの渡航について、被告一男が原告に対して提出した旅費精算書の用務欄には、ベトナム人エンジニアの採用面接、タイ・ベトナムの商用、TWIM社及びサムスン電子社との取引関連の用務や、日系企業へ訪問する旨の記載がされていた。
(前提事実(3)ウ、甲55)

イ 被告一男の責任について

原告において、平成23年以降、ベトナム人の技術者や技能実習生の採用活動を行っていたこと(認定事実(イ))、原告が平成22年頃から、ベトナムへの販路拡大を企図し、実際に、ベトナムの工場へ納品する商品売り上げていること(同(ア)、(ウ))、被告一男がベトナム渡航費用の旅費精算書の用務欄に記載した内容(同(エ))に照らすと、被告一男が、平成23年から平成29年頃にかけて、ベトナムへ渡航していたのは、いずれも原告におけるベトナム人の採用や、ベトナムの現地法人への営業等のためであったと認めるのが相当である。

原告は、被告一男が、ベトナムの現地法人(VTT社)を設立して代表者に就任したこと(甲63)、原告の株主等に断りなく、本件協同組合を立ち上げていたこと等を根拠として、被告一男は、原告の事業とは関係のないベトナム人の人材派遣業をもくろんでおり、ベトナムへの渡航は当該事業のためであったなどと主張するが、被告一男がVTT社の代表者及び本件協同組合の代表理事に就任していた事実は、これらのみをもって上記主張に係る事実を推認するに足りず、他に、被告一男が、

原告の事業と関わりなく、V T T社や本件協同組合等の事業の遂行のためにベトナムへ渡航したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、上記の原告の主張は採用できない。

したがって、被告一男が支払③について原告に対して損害賠償責任を負う旨をいう原告の主張は、採用することができず、同主張を前提とする原告の請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について
支払③に関して、被告一男の損害賠償責任が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

(4) 支払④に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(7) 原告は、第4期事業年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）の事業計画において、海外企業との取引拡大を目指しており、その対象には台湾の企業も含まれていた（乙9の2）。

(4) 被告一男は、原告の代表取締役として、平成26年頃から、台湾において、ディスペンサーノズル等の製品の営業活動を開始し、平成28年5月頃、台湾の企業と契約を締結することができた。そこで、被告一男は、原告が台湾に商品を輸出する際の中継地点として利用する目的で、同月頃、本件台湾会社の経営権を自ら取得した。原告の従業員は、本件台湾会社を原告の台湾における活動拠点と認識し、平成28年6月頃から平成30年6月頃にかけて、原告の業務としてペルチェ装置の組立てや設置等を行うために、本件台湾会社を訪れていた。（甲5、162、乙42、証人森谷、原告代表者、被告一男）

(ウ) 原告は、平成28年5月27日から平成30年12月5日にかけて、本件台湾会社を通じ又は直接、複数の台湾の企業に対して、ペルチェ装置等を販売し、その売上額は合計2534万8000円に上った(乙10)。

(エ) 被告一男は、平成27年4月から平成30年6月までの間に、29回台湾に渡航し、原告は、その渡航費用として、合計493万7747円を負担した(支払④)。これらの台湾への渡航について、被告一男が原告に対して提出した旅費精算書の用務欄には、台湾企業訪問、商用、台湾スマートビジョン取引契約商用、ペルチェ装置仕様打合せ、台湾有本路泰頌商用、現地加工・組立打合せ、納品調整等と記載されていた。(前提事実(3)ウ、甲161)

イ 被告一男の責任について

原告が、平成23年頃以降、海外への販路拡大等を事業計画として掲げ、平成28年から平成30年までに、複数の台湾の企業に対して製品を売り上げた実績があること(認定事実(ア)から(ウ))、原告の従業員は、本件台湾会社を原告の活動拠点と認識し、原告の業務を行うために本件台湾会社を訪れていたこと(同(イ))、被告一男が台湾渡航費用の旅費精算書の用務欄に記載した内容(同(エ))等を総合すれば、被告一男が、平成27年4月から平成30年6月にかけて、台湾へ渡航していたのは、いずれも原告の製品の営業や、製品についての打合せ等のためであり、原告の業務遂行のためであったと認めるのが相当である。

原告は、被告一男は私的な目的のために台湾に渡航していたと主張するが、同主張は、上記認定に係る事実を照らし、採用することができず、同主張を前提として、被告一男が支払④について原告に対して損害賠償責任を負う旨をいう原告の主張も、採用することができない。したがって、支払④に関する原告の被告一男に対する請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

支払④に関して、被告一男の損害賠償責任が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求はいずれも前提を欠き、理由がない。

(5) 支払⑤に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被告一男は、平成27年2月から同年8月頃にかけて、TWIM社がサムスン電子社のベトナム工場に上記(3)ア(ウ)の装置を納品するためにベトナム現地の作業員を雇用する必要があったことから、TWIM社に対し、ベトナム人6名を紹介した。TWIM社は、ベトナム現地法人を有しておらず、当該ベトナム人らに対して給与を直接送金することが困難であること等を理由に、被告一男に対して立替払を求め、被告一男は、個人資金から246万円を出捐してこれに応じた。(乙11、28、42、被告一男、被告礼子)

(イ) 被告一男は、上記立替金の償還を受けるにあたり、TWIM社から、法人名義の預金口座に対して送金したいとの申出を受けたことから、原告名義の預金口座を経由して償還を受けることにした。

被告礼子は、平成28年6月25日付けで、TWIM社宛てに、「Automation equipment design drawing」(自動化機器設計図面)の対価として、原告名義の預金口座に246万円の振込みを求める内容のインボイス(TWIM社が作成した架空の内容のもの。以下「本件インボイス」という。)を送付した。

(乙12、42、被告一男、被告礼子)

(ウ) TWIM社は、平成28年6月28日、本件インボイスに基づき、原

告名義の預金口座に246万円を送金した。被告礼子は、同月29日、上記246万円のうち、振込手数料756円を控除した245万9244円を、被告一男名義の預金口座に送金した（支払⑤）。（前提事実(4)オ、甲18の1から3）

イ 被告一男の責任について

原告は、被告一男が、TWIM社から原告に対して支払われた自動化機器設計図面の代金を不正に領得した旨主張するが、同主張を前提にすると、原告は上記代金の対価となる業務（自動化機器設計図面の作成及び交付等）を行っていないから、原告が上記図面の作成などの上記報酬の対価となる業務を行ったことを裏付ける証拠はない。

かえって、上記認定事実によれば、被告一男がTWIM社の債務を自らの資金をもって立替払し、その立替金の償還を受ける際に原告の預金口座を借用し、支払⑤は被告一男が同償還金を受領するために行われたものであることが認められる。支払⑤に関して、被告一男がTWIM社から原告に支払われた代金を不正に領得した旨をいう原告の主張は、上記認定に係る事実を照らし、採用することができず、同主張を前提として、被告一男の取締役としての任務懈怠若しくは不法行為又は不当利得をいう原告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。したがって、支払⑤に関する原告の被告一男に対する請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

支払⑤に関し、被告一男の損害賠償責任が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

(6) 支払⑥に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が

認められる。

(7) 原告は、平成26年頃、取引先から、高エネルギー加速器研究機構（以下「高エネルギー研究所」という。）に転売するため、中性子回折測定用バナジウム雰囲気炉システム（以下「本件システム」という。）の製作及び本件システムの消耗部品を製造可能な縦シーム溶接機の販売を受注した。

被告一男は、原告の代表取締役として、平成29年7月下旬頃、原告が三起工業から、上記受注に係る縦シーム溶接機1台（448万2000円）及び原告において自ら本件システムの消耗部品等を製造するための本件溶接機1台（493万2576円）を購入する方向で検討を進めたが、その後、自らが代表理事を務める本件協同組合を取引に介在させて、本件協同組合（前記(3)ア(イ)）に活動実績を上げさせて転売収入を得させようと考え、本件協同組合が三起工業から縦シーム溶接機及び本件溶接機を購入し、本件協同組合の利益12万9600円を上乗せした上、原告が本件協同組合からこれらを買取る形に商流を変更することにした。

上記の被告一男の方針に基づいて、原告は、平成29年9月27日及び同年10月25日の2回に分けて、本件協同組合に対し、本件溶接機及び縦シーム溶接機の内金として合計660万9600円を支払い（支払⑥）、その後、本件協同組合は、三起工業に対し、本件溶接機及び縦シーム溶接機の代金の内金として、合計648万円を支払った。もっとも、原告の総勘定元帳上、原告が三起工業に対して660万9600円を支払った旨の記載がされた。

（甲19の1・2・4から6、乙13、42、被告一男、被告鈴木）

(イ) 原告は、平成29年10月頃、高エネルギー研究所の都合により、縦シーム溶接機を転売できない事態となった。そこで、被告一男は、三起

工業との間で協議し、本件協同組合と三起工業との間の縦シーム溶接機の売買契約を合意解除し、支払済みの内金648万円を全て本件溶接機の支払(493万2576円)に充て、超過した154万7424円を卓上シーム溶接機STK-10(以下「卓上シーム溶接機」という。)

1台の購入代金に充てることを合意した(乙14、42、被告一男)。

(ウ) 原告は、被告一男の取締役解任後の平成31年3月22日、卓上シーム溶接機(納品未了であったものと解される。)の精算金として、三起工業から、154万7424円の支払を受けた(甲40)。

(エ) 本件協同組合は、被告鈴木及び被告一男が中心となって設立し(前記(3)ア(イ))、その設立の手續は、被告税理士法人が担当し、本件協同組合の名称には、被告税理法人の名称と同じ「アレックス」の文言が用いられており、本件協同組合の主たる事務所は、被告税理士法人の主たる事務所と同一である。また、被告税理士法人の従業員である寺田武弘は、平成29年9月26日に被告一男に送信したメール(甲19の2)において、「アレックス協同組合の寺田です。」と名乗り、本件協同組合から原告の代表取締役としての被告一男に対する連絡として、原告が本件協同組合に対して支払うべき本件溶接機及び縦シーム溶接機の売買代金額、このうちの本件協同組合の利益額を伝え、本件協同組合の原告に対する請求書を作成してそのデータを同メールに添付するなどして、本件溶接機等の売買取引に関して、本件協同組合の担当者として本件協同組合の業務を行っていた。本件溶接機の購入について、原告の取締役会による承認決議はなされていないが、被告鈴木は、被告一男から、本件溶接機の購入により、本件協同組合に最低限必要な収入を得させることについて説明を受け、認識していた。(甲8、13、19の2、被告鈴木)

イ 被告一男の責任について

被告一男は、本件システムの製作等の受注を契機に、本件システムに関



する将来的な取引の増加を見込み、本件システムの消耗部品等を原告自ら製作するために本件溶接機を購入することとしたものと認められる（認定事実(ア)）。その後、縦シーム溶接機の転売等本件システムに関連する取引は、高エネルギー研究所の都合により、結果的に、とん挫したものの、被告一男が上記見込みの下に本件溶接機を購入した経営判断の過程や内容は、取締役として著しく不合理なものであったとはいえ、本件溶接機を購入したこと自体について、被告一男に善管注意義務違反があったということはない。

しかしながら、原告は、本件溶接機を本件協同組合から購入しているところ、被告一男は、当時、原告の代表取締役を務めると同時に本件協同組合の代表理事をも務めていたのであるから（上記(3)ア(イ)）、本件溶接機の売買契約の締結は、利益相反取引（会社法356条1項2号）に当たる。そして、認定事実(ア)ないし(ウ)の経緯に照らせば、原告が本件協同組合から本件溶接機を購入した際の売買代金額は、これを三起工業から直接購入した場合と比較して、12万9600円高くなっているものと認められるから、原告に同額の損害が生じているといわざるを得ない。

そうすると、被告一男には取締役としての任務懈怠があると推定され（会社法423条3項1号、356条1項3号）、本件記録を精査しても、この推定を覆す事情は見当たらないから、被告一男は原告に対し取締役としての任務懈怠責任及び不法行為責任を負う。

これに対し、被告らは、原告がベトナム人技能実習生の監理団体としての本件協同組合を自前で運営することで、技能実習生の受入れコストを削減できるので、本件協同組合に最低限活動を維持するための利益を得させることは原告の利益にもなる旨主張するが、同主張を裏付ける的確な証拠はない。被告らの主張は採用することができない。

ウ 被告礼子の責任について

原告は、被告礼子が被告一男に任務懈怠があることを知りながら原告の経理業務の担当者として支払⑥を実行したと主張するが、上記ア及びイの認定に係る本件溶接機購入の経緯等を被告礼子が知っていたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告礼子が支払⑥に関して原告に対して損害賠償責任を負うとする原告の主張は、採用することができず、支払⑥に関する原告の被告礼子に対する請求は、理由がない。

エ 被告鈴木 of 責任について

本件協同組合は、被告鈴木及び被告一男が中心となって設立したこと、その設立の手續は、被告税理士法人が担当したこと、本件協同組合の名称と被告税理法人の名称には「アレックス」との共通の文言が用いられており、本件協同組合の主たる事務所は、被告税理士法人の主たる事務所と同一であること、被告税理士法人の従業員が本件協同組合の業務を行っていること（認定事実(エ)）を総合すると、被告鈴木は、本件協同組合の活動を把握することができる立場にあったものと推認される。また、被告鈴木は、被告一男から、本件溶接機の購入により、本件協同組合に利益を得させることを説明されており（同）、本件溶接機の購入以前から同取引が本件協同組合に利益を得させる目的で行われるものであることを認識していたものと認められる。

以上の事実等を総合すると、被告鈴木は、本件溶接機の購入が原告と被告一男との間で利益が相反する取引であることを認識していたものと推認される。上記(2)オのとおり、被告鈴木は、原告の監査役の監査として、原告の取締役の職務執行を監査する任務を負っていたのであるから、被告一男に対し、本件溶接機の購入は利益相反取引に当たり、取締役会の承認を受けなければならないことや、本件溶接機の購入によって原告に損害が生じれば被告一男の取締役としての任務懈怠が問題になることなどを指摘し、被告一男が取締役会の承認を受けることなく本件溶接機購入の取引を進め

ようとした場合には、被告一男が不正の行為をするおそれがあるとしてその旨を原告の取締役会に報告しなければならなかった（会社法382条）ところ、被告鈴木は、これらを怠っていたといえるから、監査役としての任務懈怠があるといわざるを得ない。なお、取締役会は、3か月に最低1回は開催する必要がある（会社法363条2項参照）が、原告においては、取締役会は年1回、定時株主総会と同日に開催されていたにとどまっていたことが認められる（前提事実(6)ウ）。しかしながら、被告鈴木は、原告の監査役として、必要があると認めるときは、原告の取締役に対し取締役会の招集を請求することができ（会社法383条2項）、同請求を行っても招集通知が発せられない場合には、自ら取締役会を招集することができる（同条3項）のであるから、上記の原告における取締役会の開催状況は、被告鈴木に監査役としての任務懈怠があるとする上記判断を左右する事情とはいえない。

したがって、被告鈴木は、支払⑥により原告に生じた損害について、監査役としての任務懈怠責任及び被告一男との共同不法行為責任を負う。

オ 被告税理士法人及び被告中村の責任について

被告鈴木が原告に対し監査役としての任務懈怠責任を負うことは、上記エで説示したとおりであるが、被告鈴木の原告の監査役としての活動は、被告税理士法人の代表者としての職務とはいえないから、支払⑥に関する被告鈴木の任務懈怠及び共同不法行為に関し、被告税理士法人が、税理士法48条の21第1項、会社法600条に基づく責任を負うと解することはできない。また、そうである以上、支払⑥に関する被告中村の原告に対する損害賠償責任をいう原告の主張も、採用することができない。

カ 以上によれば、原告の支払⑥に係る請求は、被告一男及び被告鈴木に対し、12万9600円及びこれに対する不法行為後である平成29年10月25日（支払⑥の最後の実行日）から支払済みまで民法所定の年5パー

セントの割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由がある。

(7) 支払⑦に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(7) 原告は、平成20年12月10日の設立当初から、就業規則の規定に基づいて賃金規程を定めてこれを施行しており、同賃金規程には、昇給に関して、以下の規定がある（甲20）。

a 第18条

(a) 定期昇給は、原則として毎年1回に行う。

(b) 昇給額は、有資格者の年齢、能力、勤務成績により決定する。ただし、経済状態の変動あるいは本人の職能、人物、勤務成績などの要素を考課して、昇給しない場合もある。

b 第19条

前条の規定にかかわらず、事情によりこれを行うことがある。

(イ) 被告礼子の平成22年1月時点の基本給は月額22万円であったところ、被告一男は、原告の代表取締役として、以下のaからcのとおり、被告礼子の基本給を昇給させた。もっとも、被告礼子は、遅くとも平成24年8月以降、時間外、休日及び深夜の割増賃金又はこれに相当する手当を支給されていない。

a 平成24年8月より月額10万円の昇給

b 平成27年8月より月額15万円の昇給

c 平成28年8月より月額14万円の昇給

(前提事実(4)キ、甲20、21、93、被告一男)

(ロ) 被告礼子は、原告において、原告の設立以後、一人で原告の資金管理、会計ソフトの入力、給与、経費、仕入れ先などへの支払、入出金の確認、

保険やリースなどの金融関連手続を含む経理業務及び総務業務の全てを担当しており、常態的に残業勤務に従事し、少なくとも平成24年1月頃までは月額3万円から5万円程度の時間外勤務による割増賃金の支払を受けていた。

原告は、同年頃以降、経済産業省等から補助金を受給するようになり、被告礼子の補助金申請に関する業務が増加した。また、原告の従業員数は、平成22年1月当時、17名であったが、平成28年1月には33名となっており、事業規模の拡大に伴い、主に開発部や製造部の従業員の増員が行われた。こうした従業員の増加に伴い、被告礼子の人事等に関する業務も増加した。

以上のような業務の増加により、被告礼子は、平日は毎日午後10時頃まで勤務し（終業時刻は午後5時15分）、休日である土日のうち1日は出勤しなければならず、代休も取れない状態となった。

原告は、平成27年頃に、総務部・管理部等のバックオフィス部門の人員としてパート従業員1名と正社員2名を採用し、パート従業員1名は、被告礼子の業務のうち勤怠管理と仕入確認の業務を補助したが、正社員2名は、松崎の担当する発注管理業務を補助し、被告礼子の業務を分担しなかった。そのため、被告礼子の業務負担が大きく軽減することはなかった。

（甲20、41、93、乙42、被告礼子）

(エ) 被告礼子は、原告の代表取締役を務めていた被告一男の妻であるため、原告が被告礼子に対して多額の賞与を支給した場合、税務当局から、賞与について損金であることを否認される可能性があった。そのため、被告一男は、平成28年以降、被告礼子に対し、賞与を支給しないこととした。（乙42、44、被告礼子）

イ 被告一男の責任について

原告の賃金規程では、従業員の昇給は、原則として年1回行い、その額は、年齢、能力、勤務成績により決定するが、事情に応じて臨時に昇給することもある旨が定められている(認定事実(ア))。上記の賃金規程の定めを照らせば、原告の代表者である被告一男には、従業員の昇給及びその額の決定に関して一定の裁量を与えられており、被告一男がした特定の従業員の昇給の決定について、上記の裁量の逸脱又は濫用に当たる事情が認められる場合に、被告一男に取締役としての善管注意義務違反があると解するのが相当である。

以上の観点から、認定事実(イ)の被告礼子の各昇給を行った被告一男の決定について、裁量の逸脱又は濫用に当たる事情が認められるかどうかについてみるに、被告礼子以外の従業員の昇給額は多くても1回につき3万円にとどまっていることが認められ(甲99)、これと比較すると、認定事実(イ)の被告礼子の各昇給の額は、多額であるといえる。しかしながら、平成24年頃以降、原告の事業規模の拡大や補助金申請の業務の増加等により、被告礼子の担当業務はかなりの程度増加した(認定事実(ウ)の稼働状況に照らし、遅くとも平成24年8月以降の被告礼子の毎月の時間外勤務の合計時間は100時間を大きく上回る状態であったことが推認される。)にもかかわらず、原告は、遅くとも平成24年8月以降、被告礼子に対して時間外勤務等の割増賃金を支払わず(認定事実(イ))、平成27年に被告礼子の担当業務の一部に従事するパート従業員を1名補充したのみであったこと(同(ウ))に鑑みると、被告礼子の業務負担は、ほかの従業員と比較して、相当重いものであったことが推認される。このことに加えて、被告礼子は平成28年以降賞与を支給されなくなったこと(同(エ))にも照らすと、認定事実(イ)の各昇給が不当に多額な昇給であるとまでいうことはできない。そして、他に、認定事実(イ)の各昇給を行った被告一男の意思決定に、裁量の逸脱又は濫用に当たる事情があったことを認めるに足りる証拠

はないから、支払⑦に関する被告一男の善管注意義務違反をいう原告の主張は、採用することができない。

したがって、支払⑦に関して、被告一男に取締役としての任務懈怠による損害賠償責任があるとする原告の主張は、採用することができず、同主張を前提とする原告の請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

支払⑦に関し、被告一男の善管注意義務違反が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

(8) 支払⑧に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告の賃金規程には、住宅手当について、以下の定めがある(甲20)。

第11条 住宅手当は世帯主20000円/月、世帯主ではなく同居は5000円/月支給する。

(イ) 被告礼子は、原告設立時から平成30年9月までの間、住宅手当として、原告から月額2万円を支給された。もっとも、被告礼子は、平成23年11月に被告一男と婚姻したことにより、世帯主ではなくなっていた。

(ロ) 原告は、原告の設立時に大勝から原告に移籍してきた従業員に対しては、上記(ア)の賃金規程の規定にかかわらず、当該従業員が大勝に在籍していた当時に大勝との間の労働契約に基づいて受けていた住宅手当の支給と同様に、世帯主でない者に対しても、住宅手当として月額2万円を支給していた(甲93、弁論の全趣旨)。

イ 被告一男の責任について

原告は、世帯主から同居人に身分の変動があった被告礼子に対しては、平成23年12月以降、住宅手当として月額5000円を支給すべきであったと主張する。

しかしながら、原告は、原告の設立時に大勝から原告に移籍してきた従業員に対しては、認定事実(ア)の賃金規程の規定にかかわらず、当該従業員が大勝に在籍していた当時に大勝との間の労働契約に基づいて受けていた住宅手当の支給と同様に、世帯主でない者に対しても、住宅手当として月額2万円を支給していた(認定事実(ウ))というのであるから、原告と原告設立時に大勝から原告に移籍してきた従業員(被告礼子を含む。)の間では、住宅手当の給付に関して、当該従業員が大勝に在籍していた当時と同じ給付条件により、当該従業員が世帯主であるか否かを問うことなく、月額2万円の住宅手当を支給する旨の個別の合意が黙示的に成立していたものと推認するのが相当である。なお、上記の住宅手当の給付条件が、認定事実(ア)の賃金規程の規定が定める住宅手当の給付条件より当該従業員にとって有利なものであることは明らかであるから、上記の黙示の合意は、有効であり、当該従業員と原告との労働契約の内容となっているものといえる(労働契約法7条ただし書)。

上記認定説示したところに照らせば、原告の被告礼子に対する住宅手当の支給に関して、被告一男に善管注意義務違反があるということはできない。支払⑧について被告一男に原告に対する損害賠償責任があるとする原告の主張は、採用することができず、同主張を前提とする原告の請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人の責任について

支払⑧に関し、被告一男の善管注意義務違反が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

(9) 支払⑨に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(7) 原告は、エービーシー社等との共同事業として、平成27年7月頃から、iPS細胞などの無菌搬送及び無電源搬送を目的とした極低温保冷容器の開発（本件新規事業）に取り組み、本件新規事業に要する開発資金は、原告が埼玉県より交付を受ける「埼玉県新技術・製品化開発費補助金」をもって賄うこととした。

原告は、平成27年7月3日、埼玉県に対し、事業実施予定期間を交付決定日以降から平成28年2月末日完了予定、事業予算を1852万9198円として、本件補助金の交付申請を行い、埼玉県は、同月10日付けで、原告に対し、本件新規事業に対する補助金の交付金額を1852万9198円、交付方法を精算払（原告が取引先に対して実際に支払った金額を埼玉県に対して請求し、後払いを受ける方法）とする交付決定をした。

（甲22、23、被告礼子）

(1) 原告が本件補助金の交付を受けるためには、事業実施予定期間（平成28年2月末日）までに本件新規事業の実施に関わる支払を終えて、補助金の交付申請をする必要があったところ、原告は、同月までに各支払を終えられない見込みであった。そのため、被告礼子は、同月29日、被告一男から指示を受けて、本件新規事業に係る各取引先への原告の支払予定額を計算して先払いを実施し、各取引先に対し、架空の請求書等を作成してもらった。その後、原告は、各取引先に対して先払いをした金銭について、当該取引先との間の別の取引債務と相殺したり、当該取引先から返金を受けたりする等の処理をした。（甲25、75、乙

42、被告一男、被告礼子)

(ウ) 原告は、平成28年3月31日付けで、埼玉県より、1,723万1228円の補助金の交付確定通知を受け、その後、同額の補助金を受給した。もともと、各取引先に対して先払いした金銭について、上記(イ)のとおり、返金を受けることもあったため、交付を受けた補助金のうち全額を本件新規事業のために支出したわけではない。(甲24)

(エ) 原告は、本件新規事業により開発した商品として、『凍結細胞の保冷搬送容器』を实用新型に登録し、平成29年2月1日から同月2日まで実施された彩の国ビジネスアリーナ2017に出品するなどした(乙15)。

イ 損害の発生の有無・損害額について

本件記録を精査しても、原告が本件新規事業のために費やした具体的金額は明らかでないが、原告は、交付された本件補助金の一部を本件新規事業の遂行に利用し、新商品を開発したものと認められる(認定事実(イ)ないし(エ))。そうすると、本件新規事業のためになされた支払(支払⑨)が無駄になったとする原告の主張は採用できない。

また、仮に、原告が本件補助金の全額を本件新規事業のために支出しなかったことが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律11条2項に反するとしても、原告が埼玉県から本件補助金の返金を求められているなどの事情は本件記録上窺われず、他に、本件補助金に関し、原告に損害が発生していることを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、原告が本件補助金の精算払を受ける手続に不適切と解され得る点はあるものの、原告に損害が発生しているとは認められないから、支払⑨に係る原告の請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(10) 支払⑩に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被告一男は、原告の第7期事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日）中の平成26年11月21日、原告から3000万円の支払を受けた（支払⑩-1）。

被告一男は、原告の第7期事業年度の期末である平成27年6月末までに、原告名義の預金口座に対し、以下のaからgのとおり、合計3000万円を返金した。

支払⑩-1及びこれに対する被告一男からの各返金については、原告の総勘定元帳に記載がない。また、上記の3000万円に対する支払⑩-1から各返金までの間の民法所定の年5パーセントの割合による利息を計算すると、別紙計算表1記載のとおり、合計89万1637円となる。

a	平成27年6月23日	300万円
b	同日	300万円
c	同月24日	260万円
d	同月25日	500万円
e	同日	550万円
f	同月26日	590万円
g	同日	500万円

（前提事実(4)コ(ア)、甲28の2、弁論の全趣旨）

(イ) 被告一男は、原告から、原告の第8期事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日）中の平成27年7月3日に700万円、平成28年3月15日に150万円の各支払を受けた（支払⑩-2）。

被告一男は、原告の第8期事業年度の期末である平成28年6月末ま

で、原告名義の預金口座に対し、被告礼子名義の預金口座から、以下のa、bのとおり、合計850万円を返金した。

支払⑩→2及びこれに対する被告一男からの各返金については、原告の総勘定元帳に記載がない。また、上記700万円及び150万円に対する支払⑩→2（それぞれの支払日）から各返金までの間の民法所定の年5パーセントの割合による利息を計算すると、別紙計算表2記載のとおり、合計36万6012円となる。

a 平成28年6月25日 400万円

b 同月27日 450万円

（前提事実(4)コ(イ)、弁論の全趣旨）

(ウ) 被告鈴木は、監査役として、第7期事業年度及び第8期事業年度の期中において、それぞれ月毎に原告の会計について監査し、会計帳簿及び預金残高を確認し、会計帳簿上の預金残高と実際の預金残高が一致していなかったことから、被告一男から事実関係の聞き取りを行い、支払⑩があったことを知り、被告一男に対し、引き出した原告資金について、すぐに原告名義の預金口座へ戻すように指導する等したが、各期中に返金がされたこともあり、支払⑩について、原告の取締役会等で報告したり、問題として取り扱うことを求めたりはしなかった（乙44、被告鈴木）。

(エ) 早苗は、令和元年7月17日の本件本訴提起後に、銀行から原告名義の預金口座の取引履歴を取り寄せ、支払⑩及びこれに対する返金があった事実を知り、原告は、令和2年10月13日、支払⑩に係る本訴請求を追加した（甲127、証人早苗）。

イ 被告らの責任について

(ア) 被告一男の責任について

被告一男は、支払⑩について、TWIM社から、取引をするにあたり、

原告の代表者である被告一男個人名義の預金残高を確認したいと求められたから、一時的に被告一男名義の預金口座へ原告の資金を移動したものであり、原告の利益のためのものであるから、善管注意義務違反はない等と主張する。

しかしながら、TWIM社から被告一男の預金残高の確認を求められたことを裏付ける証拠はない。また、認定事実のとおり、支払⑩-1及び⑩-2の2回、同様の支払がなされている上、被告一男による返金は複数回に分割して行われ、返金開始の時期も、支払⑩-1の約7か月後及び支払⑩-2の約1年後と、各支払から長期間が経過した後であり、これらの事実は、支払⑩-1及び⑩-2が被告一男の主張に係る資金移動であることとそぐわないところ、被告一男は、これらの事実について合理的な説明をしない。

以上のとおり、被告一男の主張する支払⑩の趣旨については、これを裏付ける証拠がなく、返金状況等についての合理的な説明もされていないことに照らせば、支払⑩はいずれも、被告一男が原告の資金を不正に流用したものと推認するのが相当であるから、被告一男は、支払⑩について、任務懈怠責任及び不法行為責任を負う。そして、認定事実によれば、原告は、支払⑩に係る被告一男の不法行為により、支払⑩に当てられた資金相当額及びこれに対する各返金までの民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の損害を被っており、支払⑩の返金がされても、上記遅延損害金は損害として残存しているものと認められるから、被告一男は、原告に対し、支払⑩-1について89万1637円（認定事実(7)）の、支払⑩-2について36万6012円（認定事実(4)）の損害を賠償する責任を負う。

(4) 被告礼子の責任について

被告礼子は、被告一男の妻であり、原告の経理業務担当者として、入

出金の手続や、会計帳簿類の作成等を行っており（前提事実(1)ウ）、支払⑩-2に対する返金は、被告礼子名義の預金口座から行われている（認定事実(イ)）。

これらの事実を総合すると、支払⑩の手続を行ったのは、被告礼子であり、また、被告礼子は、支払⑩及びこれに対する被告一男からの返金について原告の総勘定元帳に記載がなく、支払⑩が被告一男による原告の資金の不正な流用のために行われたものであることを認識していたと推認するのが相当である。そして、被告礼子は、支払⑩の当時、原告の従業員として、原告の代表取締役である被告一男の業務上の指示に従わなければならない地位にあったものの、被告一男の妻でもあり、自らの預金口座を上記返金の用に供したことに照らすと、単に代表取締役の指示に基づいて自らの担当業務の遂行として支払⑩の手続を行ったにとどまるものではなく、被告一男と共謀し、被告一男を幫助する意図で、支払⑩の手続や返金の手続を行って、被告一男による原告の資金の不正な流用に関与したものと推認するのが相当である。

したがって、被告礼子は、支払⑩に関し、原告に対し、雇用契約上の債務不履行責任を負うとともに被告一男との共同不法行為責任を負う。

(ウ) 被告鈴木の実責任について

上記(2)オ及び(6)エで説示したとおり、被告鈴木は、原告の監査役として、原告の取締役の職務の執行を監査する任務を負っており（会社法381条1項）、原告の代表取締役である被告一男が、不正の行為をするか若しくはそのおそれがあると認めるときや、法令に違反する事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく原告の取締役会に報告し（会社法382条）、必要があると認めるときは、被告一男に対し取締役会の招集を請求し（会社法383条2項）、同請求をしても速やかに取締役会の招集がされないときは、自ら取締役会を招集する（同条3項）義務

を負っていたと解される。

被告鈴木が、月毎の監査によって、事後的に支払⑩を知り、被告一男から事実関係の聞き取りを行った後、被告一男に対し原告にすぐに返金するように指導したこと(認定事実(ウ))や、支払⑩-1は3000万円、支払⑩-2は合計850万円という高額の資金を支出するものであったこと、前記(ア)で説示したとおり、被告一男は本件訴訟においても支払⑩について合理的な説明をすることができていないことなどを総合すると、被告鈴木は、遅くとも被告一男に対して上記指導をした頃には、支払⑩について被告一男が原告の資金を不正に流用するために行われたものであり、被告一男に不正の行為ないし法令違反の事実があることを認識していたものと推認するのが相当である。そして、被告一男は、上記の被告鈴木の前記指導に直ちに従うことなく、支払⑩-1については約7か月、支払⑩-2については約1年もの長期間、返金を行わなかった(認定事実(ア)及び(イ))ところ、この間、被告鈴木は、支払⑩に関して原告の取締役会に報告しておらず、同報告を行うために被告一男に対して取締役会の招集を請求したり、自ら取締役会を招集したりもしていない。

そうすると、被告鈴木が支払⑩を知った後、被告一男に事実関係の聞き取りをした上、原告にすぐに返金をするよう指導をしたことについては、監査役として一定の調査を行い、被告一男に対して不正な行為を是正するよう図ったものであり、監査役の任務を一定程度遂行したものであるといえるものの、その後、支払⑩について取締役会に対する報告等を行わなかったことについては、監査役としての任務を怠ったものといわざるを得ない。

被告鈴木が、上記指導を行うとともに、支払⑩に関して取締役会に速やかに報告するなどして監査役としての任務を遂行し、被告一男以外の原告の取締役らに支払⑩の事実が明らかになっていれば、支払⑩につい

て原告が被告一男から返金を受ける時期は早まったであろうことが推認されるから、被告鈴木の上記任務懈怠によって、原告には、被告一男から返金を受ける時期が遅れ、その間、資金を運用できなかったという損害が生じたものと認めるのが相当であり、この損害は、被告鈴木の仕事懈怠と被告一男及び被告礼子の共同不法行為とが相俟って生じたものといえるから、被告鈴木は、上記損害の発生について、被告一男及び被告礼子と共同不法行為責任を負うものと解するのが相当である。

被告鈴木が支払⑩を知った具体的な時期は、本件記録上必ずしも明確ではないものの、被告鈴木が月毎に原告の会計帳簿及び預金残高を確認しており、会計帳簿上の預金残高と実際の預金残高との不一致から支払⑩を知るに至ったこと（認定事実(ウ)）、被告鈴木が、支払⑩について被告一男による原告の資金の不正な流用であることを認識するに至るまでには、被告一男から事実関係の聞き取りを行うなどの調査を行う必要があると認められるが、同調査に要する期間は、長くても1か月程度であると考えられることなどを総合すると、被告鈴木は、支払⑩がされた時期から2か月後頃には、支払⑩について上記認識を有するに至り、被告一男に返金の指導をしたものと推認するのが相当である。また、被告鈴木が取締役会で支払⑩について報告し、その後、取締役会の決議等によって被告一男に対し支払⑩に関して返金を求める手続が開始されるのに、更に一定の時間を要するとしても、被告鈴木が上記指導をした頃に取り締り報告への報告をも行っていたら、遅くとも、支払⑩がされた時期から3か月後頃には、被告一男から原告に対し、支出額全額の返金が行われていた可能性が高いと考えられる。

そうすると、支払⑩-1に関する被告鈴木の仕事懈怠による原告の損害は、前記(ア)の89万1637円から、3000万円に対する民法所定の年5パーセントの割合による3か月分の利息相当額である37万50

00円(3000万円×0.05÷12か月×3か月=37万5000円)を控除した残額である51万6637円と認めるのが相当である。

また、支払⑩-2に関する被告鈴木の仕事懈怠による原告の損害は、前記(ア)の36万6012円から、850万円に対する民法所定の年5パーセントの割合による3か月分の利息相当額である10万6250円(850万円×0.05÷12か月×3か月=10万6250円)を控除した残額である25万9762円と認めるのが相当である。

したがって、被告鈴木は、原告に対し、監査役としての仕事懈怠責任及び共同不法行為責任に基づき、支払⑩-1については51万6637円の限度で、支払⑩-2については25万9762円の限度で、被告一男及び被告礼子との連帯支払をすべきである。

(エ) 被告税理士法人及び被告中村の責任について

前記(6)オで説示したとおり、被告鈴木の仕事の監査役としての活動は、被告税理士法人の代表者としての職務であるとはいえない。したがって、支払⑩に関する被告鈴木の仕事懈怠及び共同不法行為に関して、被告税理士法人が、税理士法48条の21第1項、会社法600条に基づく責任を負うと解することはできない。また、そうである以上、支払⑩に関する被告中村の仕事に対する損害賠償責任をいう原告の主張も、採用することができない。

ウ 共同不法行為に基づく損害賠償請求権についての消滅時効の抗弁について

(7) 被告らは、支払⑩に係る不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、支払⑩が行われた当時の原告の代表取締役は、支払⑩を実行させた被告一男であるから、原告は、上記当時から、被告一男による不正な資金流用を知っていたということができ、消滅時効は支払⑩がされた時点から進行すると主張する。

(イ) しかしながら、民法724条が、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点を、被害者が「損害及び加害者を知った時」と定めた趣旨は、被害者が加害者に対して損害賠償請求をすることが事実上可能な状況となるのは、通常は被害者が損害及び加害者を知った時点からであることにあると解されるところ、法人の代表者が法人に対する不法行為を行った場合には、これにより生じる法人の損害賠償請求権を加害者である上記代表者自身が行使することは、期待し難い。上記の場合、法人の損害賠償請求権の行使が事実上可能となる時期は、例えば、上記代表者の後任の新たな代表者等、加害者以外の法人の役員であって上記損害賠償請求権の行使に向けた手続を開始する権限を有する者が、上記損害賠償請求権を行使することが事実上可能な程度に「損害及び加害者を知った時」と考えられるから、上記損害賠償請求権の消滅時効は、上記時点から進行すると解するのが相当である。

以上と異なり、支払⑩に関する共同不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、加害者である被告一男が「損害及び加害者を知った時」から消滅時効が進行するとする上記(ア)の被告らの主張は、採用することができない。

(ウ) 上記イ(ア)ないし(ウ)のとおり、原告は、被告一男、被告礼子及び被告鈴木に対し支払⑩に関する共同不法行為による損害賠償請求権を有するところ、認定事実(エ)及び弁論の全趣旨によれば、加害者である上記被告ら3名以外の原告の役員らが、支払⑩が行われた事実を初めて知った時期は、令和元年7月17日の本件本訴提起後、支払⑩に関する本訴請求が追加された令和2年10月13日までの間に、原告の取締役である早苗が、銀行から原告名義の預金口座の取引履歴を取り寄せて、これを確認した頃であったことが推認される。そうすると、上

記損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、上記の頃であると解するのが相当であるから、上記損害賠償請求権の消滅時効は未だ完成しておらず、被告らの消滅時効の抗弁は、採用することができない。

エ 以上のとおりであるから、支払⑩に関する原告の請求は、被告一男、被告礼子及び被告鈴木に対し、支払⑩-1及び支払⑩-2から原告名義の預金口座に返金がされるまでの間の各遅延損害金の合計125万7649円の連帯支払（ただし、被告鈴木に対しては合計77万6399円（51万6637円+25万976.2円=77万6399円）の限度での連帯支払）を求める限度で理由がある。

(11) 支払⑩に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(7) 原告は、第3期事業年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）及び第4期事業年度（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）頃、卓上ロボットの開発を目指しており、各事業年度の事業計画にその旨が記載され、平成24年2月2日以降、卓上ロボットの企画、開発等に関する取決めを行うため、被告一男、松崎、森谷、岡本等が参加する卓上ロボット企画会議を開催するなどした（甲9、乙33）。

(イ) その後、原告において顧客の求める安価な卓上ロボットを開発することが困難であったことから、被告一男は、原告が台湾企業であるスマートビジョン社から卓上ロボットを購入して転売することを計画し、平成28年3月10日頃、同社に対し、見積書を求める等した上、通関手続等による同社の負担を回避するため、被告一男が代表者を務める本件台湾会社を経由して本件卓上ロボットを購入することにした。

原告が上記でスマートビジョン社から取得した見積書における本件卓上ロボットの単価は以下のとおりである。

a SV-D200

11万9000ドル（購入台数が10台以下の場合）

b SV-D300

16万3000ドル（購入台数が10台以下の場合）

（乙39、42、被告一男）

(ウ) 原告は、平成28年4月14日及び同年5月26日、本件台湾会社に対し、同社がスマートビジョン社から購入した本件卓上ロボットの代金合計209万9601円を支払い（支払⑩）、同年6月1日に東京税関から本件卓上ロボットの輸入許可を得た上、同月頃、本件卓上ロボットを輸入した。

原告が本件台湾会社から購入した本件卓上ロボットの単価は以下のとおりである。

a SV-D200 10万9620ドル

b SV-D300 12万9780ドル

（前提事実(4)サ、乙19）

(エ) 原告は、本件卓上ロボットに、原告のロゴを入れる等して、販売に向けて営業をしたが、在庫として残った（甲121、122、127）。

イ 被告一男の責任について

被告一男は、本件卓上ロボットを購入するにあたり、通関手続等によるスマートビジョン社の負担を回避するため、一旦本件台湾会社が購入した物を原告が輸入することにしたところ（認定事実(イ)、(ウ)）、本件台湾会社がスマートビジョン社から購入した際の本件卓上ロボットの単価は明らかではないが、原告がスマートビジョン社から取得した見積書における単価と本件台湾会社から輸入した際の単価とを比較すると、後者の方が低く



抑えられていることに照らすと、被告一男が上記の方法を選択したことは、原告の経営判断として合理的なものであったと認められ、同認定を左右する証拠はない。

また、当時、被告一男は原告と本件台湾会社の代表者を務めており、原告と本件台湾会社との間の本件卓上ロボットの売買は利益相反取引に当たるといわざるを得ないが、上記のとおり、スマートビジョン社が発行した見積書における単価よりも原告が本件台湾会社から購入した際の単価の方が低いことに照らすと、本件卓上ロボットの売買によって原告に損害が生じたとする原告の主張は、採用することができない。

さらに、原告は、本件卓上ロボットに何ら実質的な加工をせずに転売することは、景品表示法5条3号及び不正競争防止法2条1項20号等の法令に違反する行為であるから不適切な判断である等と主張するが、同法に違反して本件ロボットを販売しようとしたことにより、原告に損害が発生したことを認めるに足りる証拠もない。

以上のとおり、支払⑩について、被告一男に善管注意義務違反があるとする原告の主張は採用できず、また、原告の損害が発生したとする原告の主張も採用することができないから、被告一男が原告に対し損害賠償責任を負うということとはできず、支払⑩に関する原告の請求は、理由がない。

ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

原告に損害が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

エ 被告一男に対する不当利得返還請求について

支払⑩に係る原告の本件卓上ロボットの購入によって原告に損害が生じていないことは上記イのとおりであるから、原告の請求は理由がない。

(12) 支払⑫に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(7) 被告一男は、平成27年6月26日までに、原告の第7期事業年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日)における年間利益が800万円を上回ることに気づき、実在しない取引の経費を損金として計上して、原告の法人税の負担を減少させようと考えた(乙42、被告一男)。

(イ) 被告礼子は、被告一男の指示に基づき、平成27年6月26日、現実には取引がないにもかかわらず、エービーシー社に対し、要旨以下の内容の原告宛ての同月2日付け納品書及び同月30日付け請求書を作成するように依頼し、同日中に依頼どおりの内容の納品書及び請求書のデータの交付を受けた。その後、エービーシー社は、原告に対し、上記納品書及び請求書の原本を郵送した。

a 品名 画像認識装置設計費

b 数量 一式

c 金額 55万円(税込み59万4000円)

d 注文番号 B140508757

(甲34、35、乙42、被告一男)

(ウ) 被告礼子は、平成27年8月31日、上記(イ)の請求書に基づき、エービーシー社に対し、原告の資金から、59万4000円を支払った(支払⑫。前提事実(4)シ)。

(エ) 被告鈴木は、支払⑫が実行される前に、被告坂口を通じて、被告一男から、原告の法人税の負担を軽減するためにエービーシー社に対して架空取引に基づく支払を実行したいとの相談を受けて、そのような支払を絶対してはならない旨回答した。被告鈴木は、その数か月後、支払⑫が実行されたことに気づき、被告一男に対し、上記架空取引を取り消してエービーシー社から返金を受けるか、又は、エービーシー社との間の別

の取引に基づく原告の債務と支払⑫とを相殺処理する等して支払⑫を
5 体に基づくものとするように指示した。(乙44、被告鈴木)

(オ) エービーシー社の代表取締役である佐々木和慶(以下「佐々木」とい
う。)は、平成27年11月2日、被告一男に対し、以下の内容を含む
メールを送信した。(乙29)

「①御社より見積り依頼いただいたイワキポンプは5万円程で対応可能
です。

打ち合わせ通りの総額55万円にて検討をお願いします。

※ポンプは装置組み込みとなりますが、大型タンクとの接続部品、作
業は含みません。」

イ 被告らの責任について

(ア) 被告一男の責任について

支払⑫は、原告が何ら対価を得ていないにもかかわらず、エービーシー
社に対し一方的に利益を与え、原告の資産を減少させて原告に損害を
15 生じさせるものであるから、支払⑫を実行したことは、取締役としての
善管注意義務に反するものといえる。被告一男は、支払⑫には原告の法人
税を節税する目的があったなどと主張するが、法人が取引を仮装して
納税義務を免れることは、法人税法159条1項等の罰則をもって禁止
される脱税行為であるから、これを実行する代表取締役の行為が法令に
20 違反し、善管注意義務違反となることは明らかである。上記の被告一男
の主張は、支払⑫について被告一男に善管注意義務違反があったとした上
記判断を左右するものではない。

以上によれば、被告一男は、支払⑫に関して取締役としての任務懈怠
責任及び不法行為責任を負う。

(イ) 被告礼子の責任について

被告礼子は、原告に対し、雇用契約に基づいて、経理担当者として適

切な経理処理をすべき注意義務を負っていたといえるところ、支払⑫の
実行前に、被告一男から指示を受けて、架空取引に基づく請求書等の作
成をエービーシー社に対して依頼するなど(認定事実(イ))、経理業務と
しては明らかに異常で不正な行為を行っていたのであるから、その後に
5 実行した支払⑫について、原告の得る対価はなく、原告に損害を与える
支払であることを認識していたものと推認される。したがって、被告礼
子による支払⑫の実行は上記注意義務に違反するものというべきである。

また、上記事実に加えて、被告礼子は、上記当時、原告の従業員とし
て、代表取締役である被告一男の業務上の指示に従わなければならない
10 地位にあったものの、被告一男の妻でもあったことをも考慮すると、被
告一男と共謀の上、被告一男を幫助する意図で、支払⑫を実行したもの
と推認される。したがって、被告礼子には、支払⑫に関して、上記注意
義務違反による雇用契約上の債務不履行があるのみならず、被告一男と
の共同不法行為も成立するというべきである。

15 (ウ) 被告鈴木 of 責任について

被告鈴木は、支払⑫の実行前に被告一男から相談を受けた際、絶対に
実行してはならない旨回答しており、その数か月後に支払⑫が実行され
たことに気づいた際も、被告一男に対し、架空取引を取り消して返金を
20 受けるか、又は、別の取引に基づく債務との相殺処理をするなどして支
払⑫が実体に基づくものとなるように指示をしており(認定事実(エ))、
上記回答及び指示をもって、被告一男に対し、法令に違反しないように
助言ないし勧告をして、原告の監査役としての職務を行ったものといえ
る。

25 なお、被告鈴木が支払⑫の実行に気付いた後に、支払⑫に関する被告
一男の法令違反について原告の取締役会に報告したり、同報告を行うた
めに被告一男に対して取締役会の招集を請求したり、自ら取締役会を招

集したりした形跡は、本件記録を精査しても窺われず、被告鈴木がこれらの行為を行わなかったことは、監査役としての任務懈怠になるとも解し得るものの、原告は、支払⑫に関する被告鈴木の仕事懈怠又は共同不法行為による損害として、支払⑫により原告から流出した59万4000円を主張するところ、被告鈴木が支払⑫の実行に気付いた後に、取締役会に報告を行ったとしても、既に原告に上記損害は発生しており、上記仕事懈怠と上記損害の発生との間に因果関係があるとはいえない。

そうすると、支払⑫に関して、被告鈴木に、原告主張の損害と因果関係のある監査役としての仕事懈怠があるとはいえず、また、被告鈴木が被告一男との共同不法行為により原告に上記損害を発生させたことを認めるに足りる証拠もないから、支払⑫に関して被告鈴木の損害賠償責任をいう原告の主張は、採用することができない。

(エ) 被告税理士法人及び被告中村の責任について

被告鈴木の仕事賠償責任が認められない以上、原告の被告税理士法人及び被告中村に対する請求は前提を欠き、理由がない。

ウ 原告の損害の発生の有無

被告らは、エービーシー社との間で、支払⑫の後に、相殺処理がなされており、原告に損害は生じていない等と主張し、佐々木が平成27年11月2日に被告一男に対して送信したメール(認定事実(オ))を証拠提出するが、支払⑫との関係は明らかでなく、この証拠のみから、被告らが主張する内容の相殺処理がなされたことを認めるには至らない。

また、被告らは、節税によって原告に利益が発生していると主張するが、上記イ(ア)のとおり、支払⑫は法令違反行為であり、これによって原告が利益を得たとしても、損益相殺の対象と認めるのは相当でない。被告らの主張は採用できない。

以上より、支払⑫により、原告には、59万4000円の損害が発生し

たといえる。

エ 以上より、支払⑫によって発生した損害について、被告一男及び被告礼子は、共同不法行為責任を負うから、原告の請求は、被告一男及び被告礼子に対し、連帯して59万4000円及びこれに対する不法行為日（支払⑫の
5 ⑫の実行日）である平成27年8月31日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(13) 支払⑬に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が
10 認められる。

(7) 原告においては、業務上車両を使う場合、交通費やガソリン代について、車両ごとに紐づけられた原告名義のクレジットカードを利用し、原告の資金で支払をしていた。

(4) 被告礼子は、自宅から原告への通勤等のために、被告礼子名義の車両
15 (以下「本件車両」という。) を使用しており、本件車両で移動した際のETC料金やガソリン代は、本件りそなカード及び本件TSカードを利用して原告の資金で支払われていた（本件交通費）。

被告礼子は、長野県内に所在する実家に本件車両で帰省する際、ETC
20 C料金やガソリン代を本件りそなカード及び本件TSカードで決済することがあった。他方、本件車両は、被告礼子以外の従業員が取引先等を訪問する際の社用車としても使用されていた。

被告一男は、本件車両使用時のETC料金やガソリン代は、被告礼子が私的な目的のために使用する場合を含め、本件りそなカード及び本件
25 TSカードで決済されていることを認識していたが、是正しなかった。

(乙42、43、被告一男、被告礼子、弁論の全趣旨)

(7) 被告礼子は平成27年5月2日から平成30年6月16日までの間

に、本件りそなカードで本件車両使用時のETC料金合計46万3630円を決済した。また、被告礼子は、平成25年3月8日から平成30年8月26日までの間に、本件TSカードで本件車両のガソリン代合計69万4459円を決済した。

5 本件りそなカードに係る上記決済のうち、平成27年5月2日及び同月5日に広島県内のETC料金として決済した4160円及び平成29年12月9日に埼玉県内の往復のETC料金として決済した1140円を除く45万8330円の決済は、いずれも被告礼子の自宅のある埼玉県内（坂戸又は川島）と被告礼子の実家のある長野県内（諏訪又は諏訪南）との間を合計66回往復したときのものであり、これらの区間の距離は少なくとも170kmである。

（前提事実(4)ス、甲36）

10 (エ) 早苗は、平成30年12月頃、原告の損益計算書等の資料を取り寄せ、その後、本件りそなカード及び本件TSカードについても調査をし、支払⑬を知るに至り、原告は、令和2年10月13日、支払⑬に係る本訴請求を追加した。（甲127、証人早苗）

15 イ 被告らの責任について

(ア) 被告一男の責任について

20 被告一男は、原告の代表取締役として、原告の従業員が私的な目的で原告名義のクレジットカードを利用しないよう監督すべき義務があったといえるところ、被告礼子が私的な目的のためにも本件車両を使用しているにもかかわらず、本件車両の使用時に要したETC料金及びガソリン代の支払⑬のために原告名義のクレジットカードが利用されていることを知りながら是正しておらず（認定事実(イ)）、これを黙認していたと認められる。そうすると、支払⑬のうち、被告礼子が本件車両を私的な目的で使用した際のETC料金及びガソリン代に対する支払と認められる

ものについて、被告一男には、取締役としての善管注意義務違反があるといえる。

本件交通費に含まれるETC料金のうち、埼玉県と長野県との往復時のもの（認定事実(ウ)）については、被告礼子が実家との往復をした際のETC料金であると推認される。一方、広島県内のETC料金及び埼玉県内の往復等に係るETC料金については、被告礼子が本件車両を私的な目的のために使用したものと認めるに足りる証拠又はそのような推認を根拠付ける事実を認める足りる証拠はない。

また、本件交通費のうちガソリン代について、被告礼子は、平成27年5月2日から平成30年6月16日までの間に、本件車両を使用して合計66回帰省しているものと認められ（同）、1km当たりのガソリン代を15円とすると、被告礼子が帰省時に本件車両を使用した際のガソリン代は、少なくとも33万6600円となる。

$$170\text{km} \times 2 \times 66\text{回} \times 15\text{円} = 33\text{万}6600\text{円}$$

以上によれば、支払⑬のうち、少なくとも、埼玉県と長野県の往復の際のETC料金45万8330円（認定事実(ウ)）及び当該往復時のガソリン代33万6600円の合計79万4930円について、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任及び不法行為責任を負う。

(イ) 被告礼子の責任について

被告礼子は、原告の経理業務を担当する従業員として、雇用契約上、原告の資金を私的な目的で流用しない義務を負っていると解されるころ、上記(ア)のとおり、支払⑬のうち被告礼子が本件車両を私的な目的のために使用した際のETC料金及びガソリン代合計79万4930円の支払については、上記義務に反して行われたものといえるから、これらの支払に関して、原告に対し、雇用契約上の債務不履行責任を負うとともに、被告一男との共同不法行為責任を負う。

(ウ) 被告鈴木 of 責任について

監査役 of 任務には、従業員に対する監督等は、原則として含まれないから、原告 of 会計帳簿や帳票類における本件交通費 of 記載に不自然、不合理な点があり、被告鈴木が、会計監査 of 過程又は取締役 of 職務執行についての業務監査 of 過程において上記記載等を確認することによって、被告礼子が交通費 of 名目で原告 of 資金を私的な目的のために支出していることを知り得たなどの事情がある場合はともかくとして、そのような事情がないのであれば、被告鈴木が、被告礼子による不正な交通費 of 支出やこれを被告一男が黙認していることを認識しておらず、そのことを監査において指摘しなかったとしても、そのことをもって、被告鈴木に監査役としての任務懈怠があるとはいえない。そして、本件記録を精査しても、上記事情の存在は窺われないから、支払⑬に関して被告鈴木 of 監査役としての任務懈怠や共同不法行為をいう原告 of 主張は、採用することができない。

(エ) 被告税理士法人及び被告中村 of 責任について

被告鈴木が支払⑬について損害賠償責任を負うとは認められない以上、被告税理士法人及び被告中村に対する原告 of 請求は前提を欠き、理由がない。

ウ. 過失相殺 of 可否について

被告らは、被告一男以外の原告 of 取締役等も、被告礼子 that 私的な交通費を原告名義 of クレジットカードで決済していることを知っており、原告側にも過失があると主張するが、仮に、被告以外の原告 of 取締役等が、被告礼子による交通費 of 不正使用を認識していたにもかかわらず、これを放置していたなどの事実が認められるとしても、それら of 取締役等が原告に対して任務懈怠による責任を負うことになるにすぎず、上記事実をもって、上記不正使用による損害 of 発生について原告にも過失があったと認めるこ

とはできない。上記の被告らの主張は採用できない。

エ 共同不法行為に基づく損害賠償請求権に対する消滅時効の抗弁について

(ア) 被告らは、支払⑬に係る共同不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、支払⑬当時、原告の代表取締役であった被告一男は、支払⑬の個別の支払がされた時点で、加害者が被告礼子であること及び損害の発生を知っていたから、消滅時効は、支払⑬の個別の支払がされた時点からそれぞれ進行すると主張する。

(イ) しかしながら、法人の代表者が法人に対する不法行為を行った場合の法人の損害賠償請求権の消滅時効については、上記代表者の後任の新たな代表者等、加害者以外の法人の役員であって上記損害賠償請求権の行使に向けた手続を開始する権限を有する者が、上記損害賠償請求権を行使することが事実上可能な程度に「損害及び加害者を知った時」から進行すると解するのが相当であることは、上記(10)ウで説示したとおりである。

以上と異なる上記(ア)の被告らの主張は、採用することができない。

(ウ) 上記イ(ア)及び(イ)のとおり、原告は、被告一男及び被告礼子に対し支払⑬に関する共同不法行為による損害賠償請求権を有するところ、認定事実(エ)及び弁論の全趣旨によれば、加害者である上記被告ら2名以外の原告の役員が、支払⑬に係る被告礼子による交通費の不正使用の事実を初めて知った時期は、原告の取締役である早苗が行った調査の結果が判明した平成30年12月1日頃以降のことである(認定事実(エ))と認められる。そうすると、原告は、この時点で支払⑬に係る共同不法行為の加害者及び損害の発生を知ったものであり、消滅時効は、この頃から進行するというべきである。原告は、この頃から3年が経過する前の令和2年10月13日に、支払⑬に係る本訴請求を追加しているから(同(エ))、上記の原告の損害賠償請求権の消滅時効は、未だ完成しておらず、

消滅時効の抗弁をいう被告らの主張は、採用することができない。

オ 反訴請求債権との相殺の成否について

被告礼子に被告一男との共同不法行為責任が認められることは、上記イ(イ)のとおりであるところ、民法509条により、共同不法行為によって生じた債務の債務者である被告礼子は、相殺をもって債権者である原告に対抗することができないから、反訴請求債権と支払⑬に係る損害賠償請求権との相殺をいう被告礼子の抗弁は、採用することができない。

カ 以上によれば、支払⑬に関する原告の請求は、被告一男及び被告礼子に対し、79万4930円及びこれに対する不法行為後の平成30年8月26日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由がある。

(14) 支払⑭に関する争点について

ア 認定事実

前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被告一男は、原告においてソフトウェア開発を担当する技術者が不足していた状況の下、沖縄県内の大学で学生がソフトウェア開発等の技術を学んでいるところを見学したこと等を契機として、同県内に原告の拠点を設け、同県内の大学の卒業生を原告の従業員として採用して技術者として育成し、同拠点から東南アジアに技術者を派遣することを構想した。被告一男は、本件物件を、その準備のための事務所として利用する目的で、平成27年12月1日、原告の代表取締役として、一般社団法人トロピカルテクノプラス(以下「トロピカルテクノプラス」という。)との間で、本件物件の賃貸借契約を締結した(本件賃貸借)。原告は、同契約に基づいて、平成27年12月から平成29年9月分までの間、本件物件の賃料等合計273万6208円(月額13万3400円)を

支払った（支払⑭）。本件賃貸借について、原告の取締役会における承認決議はされていない。（前提事実(4)セ、甲119、乙42、被告一男）

5 (イ) 本件物件は、沖縄県の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例に基づいて設置され、トロピカルテクノプラスが管理する沖縄バイオ産業振興センターという研究施設のうちの1室であった。（甲119）

10 (ウ) 本件賃貸借の期間中、被告一男は、原告の朝礼などにおいて、本件物件への従業員の派遣について話したことがあったものの、結局、原告の従業員が本件物件に派遣されることはなく、原告が沖縄県内で従業員を新規採用することもなく、本件物件はほとんど使用されることがなかった。原告は、平成29年8月31日頃、トロピカルテクノプラスに対して本件物件の退去届を提出し、本件賃貸借を終了させた。（甲119の3、被告一男）

イ 被告一男の責任について

15 原告は、本件賃貸借契約締結の目的は、被告一男が代表者を務めるVT社等の事業の活動拠点を設置することにあつた旨を主張するが、同主張に係る事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

20 むしろ、被告一男が、原告の事業として、東南アジアに近い沖縄県内に原告の拠点を設けてソフトウェア開発を行う技術者を新規採用し、同拠点から東南アジアに技術者を派遣することを構想し、その準備のための事務所として利用する目的で、本件物件を賃借したと認められることは、認定事実(ア)のとおりである。上記の原告の主張は、上記認定に係る事実を照らし、採用することができない。なお、原告は、第3期事業年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日）以降、ベトナムや台湾などアジア
25 への取引の拡大を事業計画として掲げていたところ（上記(3)ア(ア)、(4)ア(ア)）、上記の被告一男の構想は、上記事業計画と方向性を同じくするもの

5 ということができ、被告一男が上記構想を立て、その実現のための準備として本件物件を賃借した判断は、その後準備が進まず、上記構想が実現するには至らなかったこと（認定事実(ウ)）を踏まえても、原告の代表取締役の経営判断として著しく不合理なものであったとはいえない。したがって、被告一男が上記目的のために本件物件を賃借したことが、取締役としての任務懈怠に当たるとはいえない。

原告は、本件賃貸借について、原告の「支店その他の重要な組織の設置」（会社法362条4項4号）に当たるから、取締役会において決定されなければならないとも主張するが、本件賃貸借は、本件物件に原告の従業員が配置されることもない状態のまま、被告一男の取締役辞任に伴い、終了した事（認定事実(ウ)）に照らせば、原告の「支店その他の重要な組織の設置」に当たるといってもできない。

10 以上のとおりであるから、本件賃貸借契約の締結について、被告一男に取締役としての任務懈怠があるか又は共同不法行為が成立する旨をいう原告の主張は、いずれも採用することができず、支払⑭に関する原告の被告一男に対する請求は、理由がない。

15 ウ 被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村の責任について

支払⑭に関して、被告一男に原告に対する善管注意義務違反が認められない以上、被告礼子、被告鈴木、被告税理士法人及び被告中村に対する原告の請求は、いずれも前提を欠き、理由がない。

20 (15) 小括

25 以上によれば、支払①から⑭に係る原告の本訴請求は、被告一男、被告礼子及び被告鈴木に対し、それぞれ、別紙1の「認容額（被告一男）」、「認容額（被告礼子）」及び「認容額（被告鈴木）」欄記載の各金額並びにこれらに対する「起算日」欄記載の各年月日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の（連帯）支払を求める限度で理由がある（「起算日」

欄に年月日の記載のないものについては、遅延損害金は生じない。)

2 争点(2) (被告礼子の退職金請求権及び特別功労金請求権の有無並びにその額) について

(1) 認定事実

5 前提事実及び後掲の各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 解雇に至る経緯

10 (ア) 被告礼子の基本給は、平成29年12月頃まで月額61万円であったが、その後、月額41万円とされ、被告一男が平成30年9月13日に原告の取締役を解任された後である同年10月から、当時の原告の代表取締役であった松崎により、一方的に月額25万円に引き下げられた(甲21、93、被告礼子)。

15 (イ) 被告礼子は、被告一男が取締役を解任された頃から平成31年1月29日に懲戒解雇されるまでの間、担当していた経理業務や総務業務を岡本ら他の従業員に引き継ぐ作業に従事した。

20 被告礼子は、原告の経理業務として、退職する従業員に対し退職時までの未払残業代を特別功労金として支払う手続を担当したことがあったことから、特別功労金は、実質的には未払残業代を支払うものであると認識していたため、平成31年1月頃までに、岡本に対し、経理業務の引継ぎの一環として、被告礼子の未払残業代を計算させ、被告礼子に対して退職後に支給されるべき金銭を以下のaからcのとおり整理した書面(被告礼子の退職日を平成31年1月29日とするもの。以下「本件書面」という。)を作成させた。

25 a 退職金 112万1000円(基本給月額25万円、勤続年数12年5か月による支給率を4.48333とするもの)

b 特別功労金 53万8583円

c 旅行積立返金 13万4733円

(乙23、43、被告礼子)

(ウ) 松崎は、被告礼子の基本給が月額25万円に引き下げられた後、被告礼子に対し、平成28年6月分以降の残業代を被告礼子の退職時に特別
5 功労金として支払う旨を告げた(乙22、23、原告代表者、被告礼子)。

(エ) 早苗は、被告礼子から平成30年12月頃に書面の状態で送付された原告の総勘定元帳と、その後送付を受けた原告の総勘定元帳のデータ
10 とを比較した結果、原告の総勘定元帳が被告礼子によって、以下のaないしfのとおり、書き換えられたことを認識した(前提事実(5)イ、甲147、証人早苗)。

a 支払②についての摘要欄(甲15、131の2)

書面「AIG富士生命保険 橋本社長 養老 会社負担」

データ「AIG富士生命保険 養老保険」

b 支払③についての摘要欄(甲16、141)

15 書面「ベトナム」等

データ「海外」

c 支払④についての摘要欄(甲17、142)

書面「台湾出張」

データ「海外出張」

20 d 支払⑤についての摘要欄(甲18の5、143)

書面「橋本一男 返済」

データ「返済」

e 支払⑭についての摘要欄(甲38、149)

書面「沖縄バイオ産業振興センター家賃等」

25 データ「トロピカルテクノプラス施設料等」

f 立替金勘定項目の平成23年4月10日の借方及び6月26日の貸

方の摘要欄（甲110、113）

書面「タイ会社法人設立登記費用等」

データ「立替金」

5 (オ) 早苗は、平成31年1月15日頃、被告礼子が業務上使用していたパソコン内のデータを復旧する作業を行った。早苗は、同作業の結果、被告礼子が、上記パソコンから以下のaないしgのデータ等を削除していたことを認識した。（前提事実(5)ウ、甲127、証人早苗）

a 支払②関係（甲87の2）

10 被告礼子と被告坂口が、本件保険契約の満期保険金の支払についてやり取りしたメール

b 支払③関係（甲55の27の2）

旅費精算書のデータ（訪問先を「ベトナム3Q/沖縄バイオセンター」とするもの）

15 なお、訪問先を「ベトナム、沖縄県」とする同一の出張についての旅費精算書が書面の状態で保管されている（甲55の27の1）。

c 支払④関係（甲133の1、134の1、135の1）

旅費精算書のデータ（訪問先を「有本路泰頌有限公司」（本件台湾会社）とするもの）

20 なお、訪問先を「台湾UMC、パワーチップ、マイクロン」、「スマートビジョン社、ターチ社」とする同一の出張についての旅費精算書が書面の状態で保管されている（甲133の2、134の2、135の2）。

d 支払⑤関係（甲18）

TWIM社と被告礼子がやり取りしたメール

25 e 支払⑥関係（甲19）

三起工業からの本件溶接機の見積書、本件協同組合と被告一男がや

り取りしたメール等

f 支払⑨関係 (甲 8 0)

被告礼子と取引先が、本件新規事業についてやり取りしたメール等

g 支払⑫関係 (甲 3 4)

被告礼子とエービーシー社がやり取りしたメール等

(カ) 被告礼子は、平成 3 1 年 1 月 2 9 日、懲戒解雇された。被告礼子の勤続年数は、大勝に在籍していた期間も含めると、1 2 年 5 か月となる。

(前提事実(3)イ、オ)

イ 退職金規程の定め (乙 2 0)

原告の退職金規程には、要旨以下の内容の規定がある。

(7) 第 4 条

a この規程における勤続年数の計算は、入社の日より退職の日までとし、1 年未満の端数は月割で計算し、1 ヶ月未満の日数は切り捨てる。

(第 1 項)

(2 項及び 3 項省略)

b 2 0 0 8 年 1 2 月 1 0 日以前に株式会社大勝に勤務していた年数は勤続年数に通算する。(第 4 項)

(イ) 第 5 条

退職金の計算において、1 0 0 0 円未満の端数が生じたときには、切り上げる。

(ウ) 第 6 条

退職金の計算を行う場合の基礎となる額は、退職時の基本給のみとする。

(エ) 第 7 条

次の①の各事由により退職した場合は、②に定める算式により算出した金額を退職金として支給する。

- ①事由 イ 自己の都合で退職する場合
ロ 私傷病により退職する場合
ハ 休職期間満了による場合

②算式 基本給×支給率（別表Aによる。）

5

勤続12年の支給率は4.40、勤続13年の支給率は4.60である。

(オ) 第8条

次の①の各事由により退職した場合は、②に定める算式により算出した金額を退職金として支給する。

10

- ①事由 イ 会社の都合による場合
ロ 就業中に死亡した場合
ハ 勤続3年以上で定年（60歳）に達した場合

②算式 基本給×支給率（別表B（省略）による。）

15

勤続12年の支給率は7.00、勤続13年の支給率は7.50である。

(カ) 第9条

a 従業員の退職が、懲戒解雇に該当する場合は、原則として退職金を支給しない。ただし、情状によって第7条第2号以下に減じて支給することがある。（第1項）

20

b 懲戒解雇以外の形式により退職した者について、在職中懲戒解雇に該当する事実があった場合も、前項の例による。（第2項）

（第3項省略）

(キ) 第10条

従業員で在職中、特に功労のあった退職者に対しては、別に特別功労金を退職金に加給することがある。

25

(ク) 第11条

退職金は、退職日の翌日から30日以内に支給する。

ウ 就業規則における懲戒解雇事由（62条）の定め

就業規則62条は、以下の懲戒解雇事由を定めている（甲41）。

5 (ア) 会社の金品を詐取流用し、又は虚偽の伝票、書類を作成、発行して自己の利益をはかり、会社に莫大な損害を与えたとき（第7号）

(イ) ハレンチ、背信な不正不義の行為をなし、社員としての体面を汚し、会社の名誉及び信用を傷つけたとき（第11号）

10 (ウ) 会社の経営権を犯し、若しくは経営基盤をおびやかす行動、画策をなし、又は経営方針に反する行動、画策により正常な運営を阻害若しくは阻害させようとしたとき（第13号）

(エ) 会社の経営に関して故意に真相をゆがめ、又は事実を捏造して宣伝流布する等の行為により、会社の名誉、信用を傷つけたとき（第14号）

(オ) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき（第16号）

(2) 退職金請求権の有無及びその額

15 ア 懲戒解雇事由の存否について

原告は、被告礼子の懲戒解雇事由として、㊦原告の総勘定元帳のデータの摘要欄等を改ざんしたこと（以下「懲戒事由㊦」という。）、㊧ベトナム渡航について、旅費精算書上、3Qジャパンを訪問していた事実について削除したこと（以下「懲戒事由㊧」という。）、㊨本訴請求における支払⑤、支払⑥、支払⑨、支払⑫の各支払の実行及び支払の前提となる請求書等の作成依頼等をしたこと（以下「懲戒事由㊨」という。）、㊩支払⑬に係る原告資金の私的な利用をしたこと（以下「懲戒事由㊩」という。）を主張するところ、以下のとおり、懲戒事由㊦、㊧及び㊩は、就業規則62条所定の懲戒解雇事由に該当するとは認められないが、懲戒事由㊦の一部は、同条所定の懲戒解雇事由に該当すると認められる。

25 (ア) 懲戒事由㊦及び㊧

総勘定元帳のデータの摘要欄及び旅費精算書上の改ざんや消去の内容・程度（認定事実ア(エ)、(オ)）に加えて、上記1(3)、(4)、(14)で検討したとおり、支払③、④及び⑭について、被告一男や被告礼子の原告に対する損害賠償責任が認められないことにも鑑みると、懲戒事由㉗及び㉘は、「会社の金品を詐取流用し、又は虚偽の伝票、書類を作成、発行して自己の利益をはかり、会社に莫大な損害を与えたとき」（就業規則62条7号。認定事実ウ(ア)）に該当するとは認められず、同条所定の他の懲戒解雇事由に該当するとも認められない。

(イ) 懲戒事由㉙

上記1(12)ア(イ)の認定事実及び同イ(イ)で認定説示したところに照らせば、懲戒事由㉙のうち、被告礼子が支払⑫の前にエービーシー社に対して架空の取引に係る納品書及び請求書の作成を依頼し、その交付を受けた行為及び支払⑫を実行した行為は、就業規則62条13号及び16号所定の懲戒解雇事由（認定事実ウ(ウ)、(エ)）に該当するというべきである。一方、支払⑤、⑥及び⑨の実行については、被告礼子の雇用契約上の債務不履行及び共同不法行為をいう原告の主張を採用することができないことは、上記1(5)、(6)及び(9)で説示したとおりであり、懲戒事由㉙のうちの上記各支払の実行が就業規則62条所定の懲戒解雇事由に該当するとする原告の主張も、採用することができない。

(ウ) 懲戒事由㉚

上記1(13)で検討したところによれば、被告礼子が、支払⑬に係る原告の資金の一部を流用して自己の利益を図り、原告に損害を与えたと認められる。しかしながら、原告に生じたと認められる損害は、平成27年5月2日から平成30年6月16日までの約3年間で79万4930円にすぎず、原告の事業規模（甲105、106）に照らせば、支払⑬の一部によって原告に莫大な損害を与えたとは認められない。した

がって、懲戒事由⑤は、「会社の金品を詐取流用し、又は虚偽の伝票、書類を作成、発行して自己の利益をはかり、会社に莫大な損害を与えたとき」（就業規則62条7号。認定事実ウ(ア)）に該当するとは認められず、同条所定の他の懲戒解雇事由に該当するとも認められない。

5 イ 退職金不支給条項の適用の適否について

原告の退職金規程によれば、退職金は勤続年数等に基づいて計算するものとされていること（認定事実イ(エ)、(オ)）に鑑みると、原告の支給する退職金には給与の後払的性格があると解される。このような性格を有する退職金については、退職金不支給条項は、退職した従業員の長年の勤続による功労を抹消してしまうほどの不信行為に該当する場合に限って適用されると解するのが相当である。

そこで検討するに、懲戒事由⑦のうち支払⑫による原告の損害は59万4000円であり、多額とはいえないこと、取引を仮装してその経費を計上することにより原告の法人税の負担を減少させようと考えたのは、当時原告の代表取締役であった被告一男であって、被告礼子の発案ではなく、被告礼子は、被告一男の指示に基づいて、エービーシー社に対する架空の取引の請求書等の作成依頼や、支払⑫を行ったこと（上記1(12)ア(イ)）等に照らすと、懲戒事由⑦のうちの支払⑫に関連する行為は、被告礼子の大勝在籍期間を含む12年5か月にわたる勤続による功労を全て抹消してしまうほど背信性の高いものとまではいえない。

したがって、被告礼子の退職金に関しては、原告の退職金規程9条1項本文を適用して退職金を不支給とするのは相当ではなく、同項ただし書を適用し、情状により、退職金を、自己都合退職による場合の退職金支給率により計算される金額以下に減じて支給するのが相当である。

25 また、被告礼子の退職金計算の基礎となる基本給については、平成30年10月分以降の被告礼子の基本給の減額は一方的なものであり（認定事

実ア(ア))、被告礼子と原告との間で、労働条件の変更について合意がなされたとはいえないから、月額41万円とすべきである。

ウ 退職金の額

上記イで説示したところを前提として、被告礼子の退職金を計算すると、
5 以下のとおり、183万8167円となり、被告礼子の退職金請求は、同金額の支払を求める限度で理由がある。

$$41 \text{万円} \times 4.48333 \quad (4.4 + 0.2 \times 5 / 12) \\ \approx 183 \text{万}8167 \text{円}$$

(3) 特別功労金請求権の有無及びその額

10 原告の退職金規程10条によれば、退職金に加給される特別功労金は、在職中、特に功労のあった者とされており(認定事実イ(キ))、同規定上は、特別功労金の支給又は不支給の決定について、原告に一定の裁量があるといえる。しかしながら、認定事実ア(イ)及び(ウ)によれば、原告においては、未払
15 残業代を従業員の退職時に特別功労金の名目で支払って清算するという実態があったこと、原告の代表取締役であった松崎が、被告礼子に対し、平成28年6月分以降の残業代を特別功労金として支払う旨を告げていたことが認められる。これらの事実に加えて、上記(2)イのとおり、被告礼子の懲戒事由は特に背信性が高いとまでいえないものであることにも照らすと、実質的には被告礼子の未払残業代の清算金としての性格を有する特別功労金を不支給
20 とすることは、原告の裁量の範囲を逸脱するものであり、許されないといえるべきである。

したがって、被告礼子の53万8583円の特別功労金の請求には理由がある。

第4 結論

25 以上のとおり、本訴請求は、支払②について、被告一男に対し、236万5756円及びこれに対する平成29年10月27日から支払済みまで民法所定

の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を、支払⑥について、被告一男及び被告鈴木に対し、12万9600円及びこれに対する平成29年10月25日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の連帯支払を、支払⑩について、被告一男、被告礼子及び被告鈴木に対し、125万7649円の連帯支払（ただし、被告鈴木については77万6399円の限度での連帯支払）を、支払⑫及び⑬について、被告一男及び被告礼子に対し、138万8930円及びうち59万4000円に対する平成27年8月31日から、うち79万4930円に対する平成30年8月26日から、各支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の連帯支払を、それぞれ求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がない。また、反訴請求は、原告に対し、237万6750円及びこれに対する支払期限後である平成31年3月1日から支払済みまで商事法定利率年6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、各請求を主文の限度で認容し、その余は棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所川越支部第2部

裁判長裁判官

武田美和子 

裁判官

飯塚素直 

裁判官

辻 沙穂里



(別紙1)

支払	請求額	起算日
①	1,249,500円	平成23年8月31日
②	3,639,456円	平成29年10月27日
③	9,418,895円	平成29年2月10日
④	4,937,747円	平成30年6月21日
⑤	2,460,000円	平成28年6月29日
⑥	5,062,176円	平成29年10月25日
⑦	11,850,000円	平成29年12月25日
⑧	1,230,000円	平成30年9月25日
⑨	8,504,528円	平成28年2月29日
⑩-1	891,637円	平成27年6月26日
⑩-2	366,012円	平成28年6月27日
⑪	2,099,601円	平成28年4月22日
⑫	594,000円	平成27年6月30日
⑬	1,158,089円	平成30年8月26日
⑭	2,736,208円	平成29年9月29日
合計	56,197,849円	

支払	認容額(被告一男)	認容額(被告礼子)	認容額(被告鈴木)	起算日
①	0円	0円	0円	
②	2,365,756円	0円	0円	平成29年10月27日
③	0円	0円	0円	
④	0円	0円	0円	
⑤	0円	0円	0円	
⑥	129,600円	0円	129,600円	平成29年10月25日
⑦	0円	0円	0円	
⑧	0円	0円	0円	
⑨	0円	0円	0円	
⑩-1	891,637円	891,637円	516,637円	
⑩-2	366,012円	366,012円	259,762円	
⑪	0円	0円	0円	
⑫	594,000円	594,000円	0円	平成27年8月31日
⑬	794,930円	794,930円	0円	平成30年8月26日
⑭	0円	0円	0円	
合計	5,141,935円	2,646,579円	905,999円	

	原告の主張	被告らの主張
被告一男の責任	被告一男は、原告の代表取締役として、平成23年7月1日、エーピーシー社から、本件冷却装置4台を購入する意思決定をした。本件冷却装置の購入は、エーピーシー社を支援する目的でなされておいて、原告にとっては不必要な取引であった。また、被告一男は、MBS株式会社（以下「MBS社」という。）が近く事業停止に陥る可能性を認識していたにもかかわらず、MBS社に対して本件冷却装置を転売できると安易に期待し、市場調査等の検討を怠った。以上より、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任及び共同不法行為責任を負う。	本件冷却装置の購入は、エーピーシー社の支援目的ではなく、原告が加工して転売する目的のものであった。原告は、MBS社から格納用の二元圧縮冷却装置5機を受注し、納品した実績があり、追加発注見込みであったため、本件冷却装置をエーピーシー社から仕入れた。その後、MBS社の業績が悪化したため、本件冷却装置は加工されることなく在庫として残った。結果的に在庫となってしまったものの、被告一男が本件冷却装置を購入したことなどから、経営判断の原則の範囲内にあるから、支払①については被告一男は何ら責任を負わない。
支払①	被告一男は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払①が原告に損害を与えていることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。
被告鈴木木	被告鈴木木は、監査役として、職務を遂行するにつき善管注意義務・忠実義務を負い、会社の利益を犠牲にして、第三者の利益を図るべきでない。しかしながら、被告鈴木木は、この職務に反して、エーピーシー社の利益を図るべく、本件冷却装置の購入を被告一男と共同して行っているから、監査役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。
被告税理士法人及び被告中村の責任	被告鈴木木は、原告から顧問税理士としての業務を委任されていた被告税理士法人の代表者としての職務を行う上で、原告に損害を与えているから、被告税理士法人は、税理士法48条の21第1項、会社法600条に基づき、被告鈴木木と連帯責任を負う。 被告中村は、被告税理士法人の代表者として、税理士法48条の21、会社法580条1項に基づき責任を負う。	争う。
被告一男の責任	本件保険契約は、会社法356条1項3号の原告と取締役である被告一男との利益が相反する取引に当たると認め、被告一男は、取締役会の承認を受けずに本件保険契約を原告の代表取締役として締結した。よって、被告一男は、法令等遵守義務違反及び忠実義務違反による取締役としての任務懈怠責任並びに共同不法行為責任を負う。	本件保険契約は、満期保険金受取人を法人役員である被告一男、死亡受取人を法人である原告とすることである。同種の保険契約においては、保険料の支払をするのが法人であることとを前提に、支払った保険料の半分を損益計算書の仕訳上の「支払保険料」、残り半分を役員報酬の支払として、全額を損金扱いすることになるため、法人税の節税が可能であった。本件保険契約の締結は、原告の法人税の節税が目的であり、被告一男の利益のためではない。しかも、本件遺老保険契約の保険料の半分は被告一男が負担しており、原告の支出は通常以上に抑えられており、原告は、適切な保険料で代表者の死亡によるリスクの保障という利益を享受している。よって、利益相反取引には当たらない。 仮に利益相反取引に当たるとしても、支払②は決算報告会にて提出される計算書類等に記載されており、計算書類は株主総会の承認決議を経ており、営業会議及び生産会議での承認を得ているから、実質的に取締役会の承認（追認）があった。
支払②	被告一男は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払②が原告に損害を与えていることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。
被告鈴木木	被告鈴木木は、監査役報酬を得ていながら、被告一男に取締役会を開催させてこれに出席させず、被告一男の法令違反や善管注意義務違反について全く監査を行っていないから、監査役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。

被告らの主張		原告の主張	
被告坂口の責任	本件保険契約の締結を提案したのは、保険サービシステムエージェンシー株式会社である。被告坂口は被告一男から聞かれて本件保険契約の締結には法人税の節税効果があるとの回答をしたが、契約の締結を推奨したことはなく、不法行為責任を負わない。	被告坂口は、本件保険契約が被告一男にとって原告との利益相反取引に該当することを知りながら、被告税理士法人の従業員として、原告に本件保険契約の締結を勧め、被告一男に原告の代表者として本件保険契約を締結させたのであって、共同不法行為責任を負う。	被告坂口は、本件保険契約が被告一男にとって原告との利益相反取引に該当することを知りながら、被告税理士法人の従業員として、原告に本件保険契約の締結を勧め、被告一男に原告の代表者として本件保険契約を締結させたのであって、共同不法行為責任を負う。
被告税理士法人及び被告中村の責任	被告鈴木は、被告税理士法人の代表者として職務を行う上で原告に損害を与えているから、被告税理士法人は、税理士法48条の2第1項、会社法600条に基づき、被告鈴木と連帯責任を負う。また、被告坂口は、被告税理士法人の業務の執行として、本件保険契約を締結させたことにつき責任を負うから、被告税理士法人は、被告坂口の使用者として使用者責任を負う。また、被告中村は、被告税理士法人の代表者として、税理士法48条の2第1項、会社法580条1項に基づき責任を負う。	被告鈴木は、被告税理士法人の代表者として職務を行う上で原告に損害を与えているから、被告税理士法人は、税理士法48条の2第1項、会社法600条に基づき、被告鈴木と連帯責任を負う。また、被告坂口は、被告税理士法人の業務の執行として、本件保険契約を締結させたことにつき責任を負うから、被告税理士法人は、被告坂口の使用者として使用者責任を負う。また、被告中村は、被告税理士法人の代表者として、税理士法48条の2第1項、会社法580条1項に基づき責任を負う。	被告鈴木は、被告税理士法人の代表者として職務を行う上で原告に損害を与えているから、被告税理士法人は、税理士法48条の2第1項、会社法600条に基づき、被告鈴木と連帯責任を負う。また、被告坂口は、被告税理士法人の業務の執行として、本件保険契約を締結させたことにつき責任を負うから、被告税理士法人は、被告坂口の使用者として使用者責任を負う。また、被告中村は、被告税理士法人の代表者として、税理士法48条の2第1項、会社法580条1項に基づき責任を負う。
損害額	本件保険契約の締結には127万3700円分の節税効果があったため、損益相殺されるべきである。また、本件保険契約の締結により、原告は、代表者死亡によるリスクの保証という利益を享受したのだから、原告に損害は発生していない。	原告は、負担した保険料363万9456円の損害を被った。	原告は、負担した保険料363万9456円の損害を被った。
被告一男の責任	被告一男のベトナム選航は、原告のベトナム人エンジニアの採用、ベトナムにおける営業活動のためであり、選航により実際にベトナム人を採用し、新たな取引の獲得に成功している。よって、支払③は原告の業務遂行のための支出であり、被告一男は何ら責任を負わない。	支払③に係る被告一男の選航は、いずれも、被告一男が原告と関係なく行っていた外国人労働者派遣等の事業の遂行のためになされたものであり、選航費用を原告に支払させたことは、被告一男の取締役としての善管注意義務に反しているといえ、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	支払③に係る被告一男の選航は、いずれも、被告一男が原告と関係なく行っていた外国人労働者派遣等の事業の遂行のためになされたものであり、選航費用を原告に支払させたことは、被告一男の取締役としての善管注意義務に反しているといえ、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。
被告礼子の責任	被告礼子は、原告のベトナム選航は、原告のベトナム人エンジニアの採用、ベトナムにおける営業活動のためであり、選航により実際にベトナム人を採用し、新たな取引の獲得に成功している。よって、支払③は原告の業務遂行のための支出であり、被告一男は何ら責任を負わない。	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男によるベトナムへの選航が私的なものであることを知りながら、支払③を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男によるベトナムへの選航が私的なものであることを知りながら、支払③を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。
被告鈴木木の責任	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払④については被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	支払④に係る被告一男の台湾への選航は、いずれも、被告一男の私的な目的のためのものであって、原告の業務遂行のためのものであるから、選航費用を原告資金から支出したことは、被告一男の取締役としての善管注意義務に反しているといえ、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	支払④に係る被告一男の台湾への選航は、いずれも、被告一男の私的な目的のためのものであって、原告の業務遂行のためのものであるから、選航費用を原告資金から支出したことは、被告一男の取締役としての善管注意義務に反しているといえ、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。
被告一男の責任	本件台湾会社は、台湾における営業活動が成功し、取引が増加していたことから、原告の台湾における活動拠点とするために、被告一男名義で取得したものであり、被告一男は、営業活動や台湾への原告製品の輸出の打合せ等のため、台湾に渡航していた。よって、支払④は原告の業務遂行のための支出であるから、被告一男は何ら責任を負わない。	被告一男は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男による台湾への選航が私的なものであることを知りながら、支払④を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	被告一男は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男による台湾への選航が私的なものであることを知りながら、支払④を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。
被告礼子の責任	被告礼子は、原告のベトナム選航は、原告のベトナム人エンジニアの採用、ベトナムにおける営業活動のためであり、選航により実際にベトナム人を採用し、新たな取引の獲得に成功している。よって、支払③は原告の業務遂行のための支出であり、被告一男は何ら責任を負わない。	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男によるベトナムへの選航が私的なものであることを知りながら、支払③を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男によるベトナムへの選航が私的なものであることを知りながら、支払③を履行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。
被告鈴木木の責任	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。	被告鈴木木は、被告一男と外国人労働者派遣事業を共同して行っており、被告一男のベトナムへの選航が原告のためのものであることを知っていた。被告鈴木木は、監査役として、株主総会又は取締役会において、被告一男の不正な行為を報告する義務があった。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は被告一男らとの共同不法行為責任を負う。

被告税理士法人及び被告中村の責任	原告の主張	被告らの主張
<p>支払④についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。</p>	<p>支払④は、この代金を不正に獲得する目的でなされたものである。よって、支払④は、被告一男の取締役としての善管注意義務に違反し、会社法上の法令遵守義務及び忠実義務にも反するから、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任及び共同不法行為責任を負う。被告一男は、本来原告に帰属すべき246万円を、自己名義の預金口座に入金させて法律上の原因なく利益を得ているから、不当利得返還義務を負う。</p>	<p>自動化設計機器図面代金という支払名目は、架空のものであって、同代金を不正に獲得したとの原告の主張は前提を欠く。</p> <p>TWIM社は、原告から部品の一部を仕入れて製造した製品をベトナムの工場に納品するため、ベトナム人従業員を雇用了。TWIM社から当該従業員に対して給与を支払うにあたり、法令上又は金融実務上、支障があったことから、被告一男はTWIM社から依頼を受けて、当該従業員に対する給与を立替払した。その後、TWIM社から、立替金を法人名義の預金口座に償還したい旨の申出があったため、原告名義の預金口座に自動化設計機器図面代金の名目で送金してもらい、当該口座から被告一男名義の預金口座へ振り込むことにした。このように、支払④は上記立替金に対する償還に当たり、原告の取引先であるTWIM社の便宜を図る目的でなされたものであるから、被告一男は何ら責任を負わない。被告一男に不当利得はない。</p>
<p>被告礼子の責任</p>	<p>被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、支払⑤が原告に損害を与えるものであることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>争う。</p>
<p>被告鈴木木 被告税理士法人 及び被告中村の責任</p>	<p>支払②についての被告鈴木木の責任と同じ。</p> <p>支払③についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。</p>	<p>争う。</p>
<p>被告一男の責任</p>	<p>被告一男は、本件協同組合に利益を得させるため、本件協同組合に原告と三起工業との本件溶接機の購入を仲介させた。本件横シーム溶接機の購入は、会社法356条1項2号の利益相反取引に当たることが、被告一男は、取締役会の承認を受けずに、本件溶接機を購入した。また、本件溶接機の購入は原告に不必要であった上、転売市場の調査・検討を行うべきなのにこれを怠っており、被告一男の意思決定は善管注意義務に違反する。以上より、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p> <p>支払⑥から返金された154万7424円を控除した506万2176円が原告の損害となる。</p>	<p>被告一男は、原告へのベトナム人技能実習生の受入れの便宜のため、本件協同組合を設立した。本件溶接機の購入に本件共同組合を仲介させたのは、本件共同組合の実績づくりのため、また、本件共同組合に最低限の維持費を得させるためであった。本件共同組合の利益を図ることは、原告のベトナム人の雇用等に役立つものであって、原告の利益に反するものではなく、利益相反取引に当たらない。また、そもそも、本件溶接機の購入は、原告自身が利用する目的でなされたものであるから、原告の主張は前提を誤ったものである。以上より、被告一男は支払⑥について何ら責任を負わない。</p>
<p>被告礼子の責任</p>	<p>被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、原告に損害を与えることを知りながら、支払⑤を実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>争う。</p>
<p>被告鈴木木の責任</p>	<p>被告鈴木木は、被告一男と共に本件協同組合を設立しており、本件共同組合に利益を得させるため、被告一男と共謀して、本件溶接機の購入に本件共同組合を仲介させ、原告に損害を与えた。よって、被告鈴木木は、監査役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>争う。</p>

支払⑤

支払⑥

原告の主張		被告らの主張	
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払①①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。	被告礼子の昇給は、原告の賃金規程1.9条の臨時昇給の定めに基づきものであって、被告一男の判断には一定の裁量がある。平成24年及び平成27年の昇給は、被告礼子が総務・経理などのバックオフィスの業務をほとんど全て一人で担当し、長時間勤務をしていたところ、平成24年以降、取引先の増加や、補助金申請に係る業務の増加に対応してなされたものであって、相当なものであった。さらに、平成28年の昇給は、税務上、被告礼子への賞与を支給しないことになったことにも対応したものであって、相当なものであった。以上より、被告礼子の各昇給について、被告一男は何ら責任を負わない。
被告一男の責任	被告一男は、給料名下に会社資金を不正に領得する目的で、正当な理由なく、被告礼子の基本給を増額し、過大な給与を被告礼子に支払わせ、原告に損害を与えたから、共同不法行為責任を負う。また、被告一男による被告礼子の昇給の決定は、他の社員との公平を欠くから、取締役としての善管注意義務に反し、取締役としての任務懈怠責任を負う。	争う。	
被告礼子の責任	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の出入金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、被告礼子の給与を不相当に昇給させ、支払⑦を履行することによって原告に損害を与えたのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。	
被告鈴木木の責任	支払②②についての被告鈴木木の責任と同じ。	争う。	
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払①①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。	
損害額	支払⑦⑦による損害額は、平成24年8月から平成29年12月までの間に被告礼子に対して本来支給すべきであった給与額に対する超過分に当たる1185万円である。	争う。	
被告一男の責任	被告一男は、被告礼子に対し、本来月額5000円しか支給されない住宅手当を、月額2万円支給していた。本来の支給額に対する超過分の合計123万円(1万5000円×82か月)の支給は、取締役としての善管注意義務、忠実義務、法令遵守義務に反するから、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	原告の就業規則・賃金規程は、原告の設立時に制定されたものであるところ、原告の設立前に大勝と労働契約を締結し、原告へ移籍した労働者との間では、原告の就業規則・賃金規程の制定後も、大勝との労働契約の内容のとおり、一律に住宅手当2万円を支給していた。被告礼子に対する住宅手当の支給も、大勝と被告礼子との労働契約の内容に沿うものであるから、被告一男は何ら責任を負わない。	
被告礼子の責任	被告礼子は、被告一男と共謀して、本来月額5000円しか支給されない住宅手当を、月額2万円受給していたから、支払⑧⑧について、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。	
被告鈴木木の責任	支払②②についての被告鈴木木の責任と同じ。	争う。	
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払①①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。	
被告一男の責任	被告一男は、本件補助金を本件新規事業とは別の目的のために費消しており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律11条2項に違反した。また、被告一男は、本件新規事業の成功のため、本件補助金を全額本件新規事業のために投入し、尽力する義務を負っていたのに、本件補助金を他の目的のために費消しており、取締役としての善管注意義務に違反した。結果的に本件新規事業は不調に終わっており、被告一男は、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	本件新規事業で開発予定であった製品は実際には製品化されており、本件新規事業のために支出した金銭が無駄になったという原告の主張は前提を欠く。よって、被告一男は何ら責任を負わない。	

原告の主張		被告らの主張	
支 払 ⑨	被告礼子は、原告の経理部長として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたころ、支払⑨が原告に損害を与えるものを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。 支払⑨についての被告鈴木木の責任と同じ。 支払⑩についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。	
被告鈴木木の責任 被告税理士法人 及び被告中村の 責任	本件補助金(1723万1228円)のうち、本件新規事業のために支出された額は850万4528円にとどまり、新商品の製品化ができなかった。本件新規事業のために用いられた850万4528円は無駄な支出となり、原告は同額の損害を被った。	争う。	
損害額	被告一男は、原告の資金を私的に流用した。最終的には複数回に分けて返還されているものの、返還までの期間の法定利息分の損害を原告に与えている。よって、被告一男は、取締役としての善管注意義務、法令遵守義務、忠実義務に反しており、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。 被告一男は、正当な権限なく支払⑩を実行し、利益を得ているから不当利得返還義務を負う。	争う。	今となつては本件新規事業のために支出した金額は明らかではないが、原告は、本件補助金全額を原告の事業のために支出した。仮に、本件補助金の使途等について法令違反があったとしても、埼玉県から本件補助金の返還を求められておらず、原告に損害は発生していない。
被告一男の責 任、不当利得	被告一男は、原告の資金を私的に流用した。最終的には複数回に分けて返還されているものの、返還までの期間の法定利息分の損害を原告に与えている。よって、被告一男は、取締役としての善管注意義務、法令遵守義務、忠実義務に反しており、取締役としての任務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。 被告一男は、正当な権限なく支払⑩を実行し、利益を得ているから不当利得返還義務を負う。	争う。	支払⑩-1及び支払⑩-2は、いずれも、原告がTWM社と取引をするにあたり、同社から、原告の代表者である被告一男の個人名義の預金残高の開示を強く求められたことかから、一時的に被告一男の預金残高を高くするためになされたものである。よって、原告の利益のための一時的な流用であるから、被告一男は何ら責任を負わない。 被告一男に不当利得はない。
被告礼子の責任	被告礼子は、原告の経理部長として、原告資金の入出金業務等の経理業務を行っていたころ、支払⑩-1及び支払⑩-2が原告に損害を与えたものであることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。	
被告鈴木木の責任 被告税理士法人 及び被告中村の 責任	支払⑩についての被告鈴木木の責任と同じ。	争う。	
支払⑩	支払⑩についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。	
遅延損害金	会社法423条1項に基づく請求は、期限の定めのない債権とはいえず、被告らの主張は前提を欠く。	争う。	会社法423条1項に基づく責任を負うとしても、履行の請求がなければ遅延損害金は発生しないところ、被告一男は、原告から履行の請求を受けるまでに元金分を全て戻し入れているから、遅延損害金相当額の損害は発生していない。
消滅時効	原告が支払⑩による損害の発生を知ったのは、令和2年8月以降であり、消滅時効が完成する前に、支払⑩に係る請求をしている。	争う。	原告が支払⑩に係る請求をしたのは、令和2年8月4日であるところ、原告の代表者であった被告一男が支払⑩の実行時点(支払⑩-1は平成26年11月21日、支払⑩-2は平成27年7月3日)から損害の発生を知っているため、消滅時効が完成している。また、債務の承認となり得る最後の被告一男による弁済(平成28年6月26日)からも3年が経過している。

原告の主張		被告らの主張	
被告一男の責任、不当利得	<p>本件卓上ロケットの購入は、本件台湾会社、ひいてはその株主である被告一男の利益のためになされており、会社法356条1項2号の利益相反取引に該当し、原告の取締役会による承認が必要ない取引に当たるが、取締役会の承認を得ていない。また、本件卓上ロケットの商品上に、英字による原告の名称及び英字による日本法人を表すドメイン名を表示させた上、商品自体には何ら手を加えることなく、転売しようとした行為は、原産地が日本国であるものと誤認させる表示を行うものであるから、票品表示法5条3号及び不正競争防止法2条1項20号違反に該当する。以上からすると、被告一男による本件卓上ロケットの購入は、法令に違反するものであり、取締役としての善管注意義務に違反するから、被告一男は取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p> <p>本件卓上ロケットの購入は、取締役会の承認なく行われた利益相反取引であり、無効であるから、原告が支払った本件卓上ロケットの代金は、本件台湾会社の不当利得となり、被告一男は、本件台湾会社の代表者としてその返還義務を負う。</p> <p>被告一男は、原告の経理業務担当者として、原告資金の出入金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払①が原告に損害を与えたことを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。</p> <p>支払②についての被告鈴木木の実行責任と同じ。</p> <p>支払①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。</p>	<p>原告は、卓上ロケットを転売する目的で、台湾企業であるスマートビジョン社から卓上ロケットを購入することになった。その際、スマートビジョン社において輸出許可等の手続をせずに済ませるため、本件台湾会社を形式的に仲介させたこととしたのであり、本件卓上ロケットの購入は本件台湾会社の利益のためになされたものではない。</p> <p>仮に、利益相反取引に該当するとしても、卓上ロケットの購入は、生産会議で議論され、取締役その他の営業担当者との間で情報共有されているから、取締役会の承認があったとみられるべきである。</p> <p>票品表示法違反及び不正競争防止法違反による取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任については、争う。</p> <p>被告一男に不当利得はない。</p>	
被告一男の責任	<p>支払①は、エーピーシー社との間の架空の取引（以下「本件架空取引」という。）に基づいており、エーピーシー社に一方的に利益を与え、原告に損害を与えるものである。支払②が、原告の法人税の削減のためになされたものであったとしても、虚偽の事実を作出して法人税を削減させるのは、法令違反である。以上より、被告一男は、取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>被告一男は、59万4000円を損金に算入すれば、原告の法人税を節税できる見込みであったことから、継続的に取引があったエーピーシー社に対して同額の納品書の作成を依頼し、先払いをすることとした。よって、支払②は原告の利益のためのものであるから、被告一男は何ら責任を負わない。</p>	
被告鈴木木の責任	<p>被告鈴木木は、原告の経理業務担当者として、原告資金の出入金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払②が原告に損害を与えるものであることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>争う。</p>	
被告税理士法人及び被告中村の責任	<p>支払①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。</p>	<p>争う。</p>	
被告一男の責任	<p>被告一男は、エーピーシー社との間の架空の取引（以下「本件架空取引」という。）に基づいており、エーピーシー社に一方的に利益を与え、原告に損害を与えるものである。支払②が、原告の法人税の削減のためになされたものであったとしても、虚偽の事実を作出して法人税を削減させるのは、法令違反である。以上より、被告一男は、取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>被告一男は、59万4000円を損金に算入すれば、原告の法人税を節税できる見込みであったことから、継続的に取引があったエーピーシー社に対して同額の納品書の作成を依頼し、先払いをすることとした。よって、支払②は原告の利益のためのものであるから、被告一男は何ら責任を負わない。</p>	
被告一男の責任	<p>被告一男は、エーピーシー社との間の架空の取引（以下「本件架空取引」という。）に基づいており、エーピーシー社に一方的に利益を与え、原告に損害を与えるものである。支払②が、原告の法人税の削減のためになされたものであったとしても、虚偽の事実を作出して法人税を削減させるのは、法令違反である。以上より、被告一男は、取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>被告一男は、59万4000円を損金に算入すれば、原告の法人税を節税できる見込みであったことから、継続的に取引があったエーピーシー社に対して同額の納品書の作成を依頼し、先払いをすることとした。よって、支払②は原告の利益のためのものであるから、被告一男は何ら責任を負わない。</p>	
被告鈴木木の責任	<p>被告鈴木木は、原告の経理業務担当者として、原告資金の出入金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払②が原告に損害を与えるものであることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。</p>	<p>争う。</p>	
被告税理士法人及び被告中村の責任	<p>支払①についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。</p>	<p>争う。</p>	
損害額	<p>原告は、支払②の対価をエーピーシー社から得ておらず、全額が原告の損害となる。被告の主張する内容の相殺的処理がなされたことを裏付ける証拠はない。</p>	<p>原告は、エーピーシー社との間で、事後的に相殺的処理をして、先払いした59万4000円を回収しており、原告に損害は発生していない。むしろ、原告は、法人税の引下げに成功して利益を得ている。</p>	

	原告の主張	被告らの主張
被告一男の責任	支払⑩は、長野県にある被告礼子の実家への帰省等の私的私的用途のための交通費であり、原告業務と何ら関係がない不正な支出である。被告一男は、被告礼子と共謀して、上記交通費を原告資金から支出しており、取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	被告一男の了承の下、被告礼子が、私的私的用途のために交通費を支払うことがあったことは認める。ただし、本件りそなカード及び本件T Sカードが紐づけられていた被告礼子名義の車両については、社用で使ったこともあり、原告の主張する支払⑩の全てが私用とはいえないから、責任は私的に利用されたものに限られる。
被告礼子の責任	被告礼子は、実家への帰省等の私的私的用途のための交通費として、支払⑩を実行したのであり、経理業務担当者としての雇用契約上の注意義務に反しているから、債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	被告礼子は、被告一男の了承の下、本件交通費を原告資金から支出していた。ただし、原告の主張する支払⑩の全てが私用のためとはいえないから、責任は私的に利用されたものに限られる。
被告鈴木木	支払⑩についての被告鈴木木の責任と同じ。	争う。
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払⑩についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。
消滅時効	原告が支払⑩による損害の発生を知ったのは、令和2年10月頃であるから、消滅時効は完成していない。	被告礼子の私用のための交通費の支出は、当時の原告の代表取締役である被告一男及び他の取締役が都度把握しているから、令和2年10月13日の支払⑩にかかる請求までの間に支払から3年を経過する部分（決済日が平成29年11月6日より前のもの）については、消滅時効が完成している。よって、原告が請求できるのは、平成29年11月6日から平成30年8月6日までに決済された5万88630円に限られる。
過失相殺	原告側は、被告礼子の支出が私的私的用途のためにであることを知らなかったものであり、過失はない。	原告の現代代表取締役であり、支払⑩のなされた当時、取締役であった松崎や、株主であり現在の取締役である早苗は、被告礼子が私用のために交通費を支出していたことを知っていたはずであるが、これを黙認し、放置してきた。よって、支払⑩による損害の発生については原告側に過失があるといえるから、少なくとも50パーセントの過失相殺がなされるべきである。
相殺	争う。被告礼子の反訴請求権は認められない。	支払⑩による被告礼子の債務と被告礼子の反訴請求権とを対当額で相殺する。
被告一男の責任	本件貸借借契約は、本件台湾会社、被告一男が代表者を務めるベトナム現地法人のV T T テクノサービス社（以下「V T T社」という。）などの事業の活動拠点を設置する目的でなされたものであって、原告には不要なものであった。仮に、本件貸借借契約が原告のために締結されたものであるとしても、重要な組織の設置（会社法362条4号）に該当し、必要とされる取締役会の決議を経ない。よって、被告一男は、取締役としての職務懈怠責任又は共同不法行為責任を負う。	被告一男は、沖繩の大学卒業生を原告の従業員として採用して教育し、台湾やベトナム等のアジア圏に派遣することを計画していた。首都圏と比較し、台湾やベトナムに近い沖縄を拠点として人材を確保しようとすることは合理的であり、本件貸借借契約の締結に不合理な点はない。また、原告が賃借した事務室は、いわゆる役員取締役等は常駐しておらず、原告の内部組織としても十分に成立しない状態であったため、支店その他の重要な組織には当たらない。よって、被告一男は取締役としての職務懈怠責任及び共同不法行為責任を負わない。
被告礼子の責任	被告礼子は、原告の経理業務担当者として、原告資金の出入金業務等の経理業務を行っていたところ、被告一男と共謀して、支払⑩が原告に損害を与えらるるものであることを知りながら実行したのであり、雇用契約上の債務不履行責任又は共同不法行為責任を負う。	争う。
被告鈴木木	支払⑩についての被告鈴木木の責任と同じ。	争う。
被告税理士法人及び被告中村の責任	支払⑩についての被告税理士法人及び被告中村の責任と同じ。	争う。

別紙計算表1

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。)

初日算入

	年月日	損害賠償金	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	H26. 11. 21	30,000,000		0.05				30,000,000
2	H27. 6. 23		6,000,000	0.05	215	883,561	0	24,883,561
3	H27. 6. 24		2,600,000	0.05	1	3,408	0	22,286,969
4	H27. 6. 25		10,500,000	0.05	1	3,053	0	11,790,022
5	H27. 6. 26		10,900,000	0.05	1	1,615	0	891,637

別紙計算表2

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。)

初日算入

	年月日	損害賠償金	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
1	H27.7.3	7,000,000		0.05				7,000,000
2	H28.3.15	1,500,000		0.05	257	246,241	246,241	8,500,000
3	H28.6.25		4,000,000	0.05	102	118,442	0	4,864,683
4	H28.6.27		4,500,000	0.05	2	1,329	0	366,012

(別表 A) 自己都合の場合の退職金支給率(退職時の基本給×支給率)

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	4.20	21年	12.00	31年	25.00
2年	0	12年	4.40	22年	14.00	32年	25.00
3年	0	13年	4.60	23年	16.00	33年	25.00
4年	1.00	14年	4.80	24年	18.00	34年	25.00
5年	1.10	15年	6.00	25年	20.00	35年	30.00
6年	1.20	16年	6.20	26年	21.00	36年	30.00
7年	1.30	17年	6.40	27年	22.00	37年	30.00
8年	1.40	18年	6.60	28年	23.00	38年	30.00
9年	1.50	19年	6.80	29年	24.00	39年	30.00
10年	4.00	20年	10.00	30年	25.00	40年以上	30.00

これは正本である。

令和7年9月25日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 石田

